

## 第三 財団法人兵庫県下水道公社

### 1 県下水道公社の概要

#### (1) 設立の趣旨及び目的

兵庫県下の流域下水道の維持管理については、適正な水質の維持、下水汚泥の円滑な処理処分、各種専門技術者の確保、維持管理業務の効率化など多くの課題に直面しているが、これらの課題に対応するためには、県と関係市町が一体となり密接な協力体制を確立することが是非とも必要であり、このため県及び関係市町がそれぞれの役割を担い共同して処理することを基本理念とし、流域下水道の維持管理を行うとともに、下水道に関する知識の普及、並びに下水道に関する技術の開発及び実用化を図ることにより、生活環境の改善と公共用水域の水質の保全に寄与するため、下水道公社が設立された。さらに、県下市町の公共下水道の整備に対する技術支援を行い、その整備促進を図ることにより、県下の下水道普及率を高め、生活環境の改善と公共用水域の水質の保全により一層寄与することとしている。

#### (2) 事業内容

- 1 流域下水道事業に係る維持管理業務
- 2 流域下水汚泥処理事業に係る維持管理業務
- 3 公共下水道事業の計画、調査、設計及び施工監理に関する業務の受託
- 4 下水道技術職員に対する研修
- 5 下水道知識の普及及び啓発
- 6 汚水及び汚泥の処理方法等の調査研究
- 7 公共下水道の水質分析等の技術的業務の受託
- 8 下水道排水設備工事責任技術者試験及び更新講習
- 9 その他公社の設立目的を達成するために必要な事業

#### (3) 沿革

昭和 60 年 4 月 1 日	下水道公社発足
	武庫川流域下水道（上流処理区）の維持管理を兵庫県から受託
昭和 61 年 4 月 1 日	武庫川流域下水道（下流処理区）の維持管理を兵庫県から受託
昭和 63 年 4 月 1 日	揖保川流域下水道（揖保川処理区）の維持管理を兵庫県から受託
平成 2 年 4 月 1 日	加古川流域下水道（上流処理区）の維持管理を兵庫県から受託
平成 2 年 10 月 1 日	猪名川流域下水道（原田処理区）の幹線管渠（兵庫県域内のみ）の維持管理を兵庫県から受託
平成 4 年 4 月 1 日	公共下水道事業の計画・調査・設計及び施工監理に関する業務の受託並びに下水道技術職員に対する研修事業を開始
平成 11 年 4 月 1 日	下水道排水設備工事責任技術者試験及び更新講習に関する業務を開始
平成 13 年 4 月 1 日	加古川流域下水道（下流処理区）の維持管理を兵庫県から受託
平成 16 年 4 月 1 日	兵庫東流域下水汚泥処理及び兵庫西流域下水汚泥処理の維持管理を兵庫県から受託

(4) 事業所所在地

本 社	神戸市中央区下山手通 4 丁目 15 番 3 号
武庫川上流管理事務所	神戸市北区道場町生野字飛瀬
武庫川下流管理事務所	尼崎市平左衛門町 18-4
兵庫東スラッジ事業所	尼崎市平左衛門町 65-10
加古川上流管理事務所	小野市黍田町 398-2
加古川下流管理事務所	加古川市尾上町養田 1687-2
揖保川管理事務所	姫路市網干区興浜字第一味岡
兵庫西スラッジ事業所	姫路市網干区網干浜 240-2
北淡路事業所	淡路市志筑 1427-1
南淡路事業所	南あわじ市市市 230-1

(5) 基本財産

基本財産（出捐金）155,000,000 円（平成 17 年 4 月 1 日現在）

内訳

兵庫県	77,500,000 円	神戸市	6,735,000 円
姫路市	7,376,850 円	尼崎市	12,873,600 円
西宮市	5,089,500 円	宝塚市	9,132,800 円
加古川市	7,317,450 円	他 10 市 9 町	28,974,800 円

(6) 役員及び職員の状況

①役員数

(平成 17 年 6 月 1 日現在)

役 職 名	常 勤	非 常 勤	計
理 事 長		1	1
常務理事	3		3
理 事		1 2	1 2
監 事		1	1
計	3	1 4	1 7

(主な役員)

理 事 長  
 常務理事  
 常務理事  
 常務理事

(所属役職名)

県 県土整備部長  
 県 県土整備部 参事  
 同 上  
 同 上

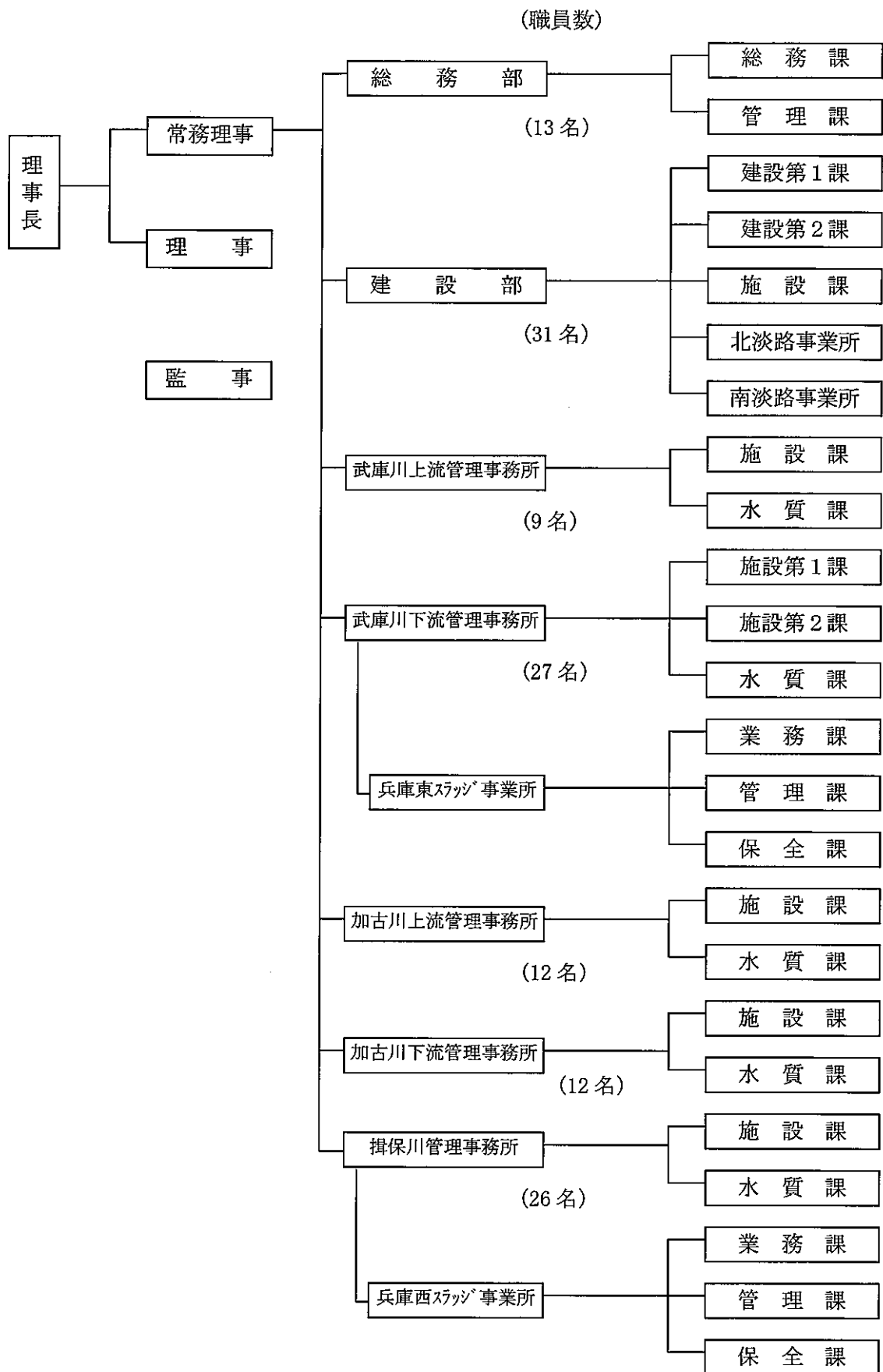
②身分別職員数

(平成 17 年 4 月 1 日現在)

	事務	技術	嘱託	臨時	計	備 考
県 派 遣 職 員	12	39	0	0	51	市町等派遣職員内訳 (維持管理部門) 神戸市 4 姫路市 3 尼崎市 5 西宮市 4 加古川市 1
市町派遣職員	0	22	0	0	22	
下水道事業団派遣職員	0	1	0	0	1	下水道事業団 1 計 18 名 (支援部門)
公社固有職員	0	32	6	18	56	
計	12	94	6	18	130	神戸市 4 西宮市 1 計 5 名

(注) 役員（理事長、常務理事、監事）を除く。

(7) 組織図 (平成 17 年 4 月 1 日現在)



## 2 業績等の推移

### (1) 収支計算書の推移と内訳の説明並びに平成15年度と平成16年度の差異分析

収支計算書の推移は下表のとおりである。

(単位:千円)

科 目	14年度	15年度(イ)	16年度(ロ)	差額(ロ)-(イ)
<b>I 収入の部</b>				
1 基本財産運用収入	797	799	798	△ 1
2 管理受託事業収入	9,480,195	4,904,497	8,700,156	3,795,659
3 技術支援事業収入	1,698,068	1,457,596	1,120,879	△ 336,717
4 雑収入	1,088	568	498	△ 70
5 特定預金取崩収入	6,257	18,729	10,000	△ 8,729
6 敷金・保証金戻り収入	0	500	160	△ 340
7 寄付金収入	0	4,000	25,000	21,000
8 共通運営管理費繰入金収入	0	27,322	63,142	35,820
当期収入合計 (A)	11,186,407	6,414,014	9,920,635	3,506,621
前期繰越収支差額	298,444	134,622	245,479	110,857
収入合計 (B)	11,484,852	6,548,636	10,166,114	3,617,478
<b>II 支出の部</b>				
1 管理受託事業費	9,480,195	4,904,497	8,700,156	3,795,659
2 技術支援事業費	1,841,538	1,367,511	991,721	△ 375,790
3 自主事業費	4,533	4,523	1,111	△ 3,412
4 管理費	23,962	26,623	65,493	38,870
当期支出合計 (C)	11,350,230	6,303,156	9,758,482	3,455,326
当期収支差額 (A)-(C)	△ 163,822	110,857	162,152	51,295
次期繰越収支差額 (B)-(C)	134,622	245,479	407,632	162,153

① 管理受託事業収入及び管理受託事業費の内訳

(単位：千円)

科 目	14 年度(ハ)	15 年度(イ)	16 年度(ロ)	14 年度・15 年度 差額(イ)-(ハ)	15 年度・16 年度 差額(ロ)-(イ)
武庫川 上流運転管理	1,223,010	675,786	613,567	*(a)△ 547,224	*(b) △ 62,219
武庫川 下流運転管理	4,157,336	1,292,151	1,192,225	*(a)△ 2,865,185	*(c) △ 99,926
加古川 上流運転管理	1,030,492	999,616	1,041,897	△ 30,876	*(d) 42,281
加古川 下流運転管理	972,417	972,348	990,513	△ 69	18,165
揖保川 運転管理	2,070,213	934,942	852,480	*(a)△ 1,135,271	△ 82,462
猪名川幹線管渠 管理	26,725	29,652	29,735	2,927	83
兵庫東汚泥処理運転管理	-	-	1,468,361	-	*(a) 1,468,361
兵庫西汚泥処理運転管理	-	-	2,511,375	-	*(a) 2,511,375
合 計	9,480,195	4,904,497	8,700,156	△ 4,575,698	3,795,659

(説明)

1. 流域下水道施設の運転管理事業は県より受託しており、実費精算方式になっているため、収入と支出は同額である。

2. 主な差額理由

\*(a)

武庫川上流、武庫川下流及び揖保川において平成 15 年度は平成 14 年度に比べ大巾に費用が減少している。一方平成 16 年度に新たに兵庫東汚泥処理運転管理事業費及び兵庫西汚泥処理運転管理事業費が計上されている。この理由は以下のとおりである。

平成 14 年度まではこれら流域における汚泥処理は日本下水道事業団が処理施設を保有し、汚泥処理を行っており、公社は日本下水道事業団に汚泥処理を委託していた為、上記 3 流域の平成 14 年度の事業費には、汚泥処理費用が日本下水道事業団に対する委託費として計上されている。一方、当汚泥処理施設は平成 15 年 3 月 31 日を以って兵庫県へ移管され、平成 15 年度は兵庫県から日本下水道事業団へ直接維持管理を委託し、公社を経由しなかったため上記 3 流域の平成 15 年度の事業費には、この汚泥処理費用は計上されていないことによるものである。

なお、平成 16 年度には、この汚泥処理は日本下水道事業団に代わって公社が県から受託したため、兵庫県東汚泥処理及び兵庫西汚泥処理の運転管理として事業費が計上されている。

なお、上記 3 流域の汚泥処理費用を比較すると次のとおりである。

(単位：千円)

事業所	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
武庫川上流	548,328	150,566	152,536
武庫川下流	2,886,859	731,185	697,404
揖保川	1,014,572	594,284	739,603

平成 14 年度の汚泥処理費用が平成 15 年度、平成 16 年度に比べ多額であるのは平成 14 年度は日本下水道事業団への支出額であり、この支払額には資本費相当が含まれているが、平成 15 年度、平成 16 年度の処理コストには、資本費相当は県債償還金として県において処理している関係上、公社では計上されていないためである。

また、平成 16 年度の公社の収支計算上の兵庫西の汚泥処理運転管理事業費 2,511 百万円と揖保川の汚泥処理費 730 百万円との差額は姫路市等関係市町の公共下水道に係る汚泥処理費が含まれているためである。兵庫東の差額についても同様の理由によるものである。

\* (b)

武庫川上流運転管理において、平成 16 年度は平成 15 年度に比べ事業費が 62 百万円減少している。この理由の主なものは以下のとおりである。

(単価：千円)

費目	平成 15 年度	平成 16 年度	差額	差額理由
人件費等	119,354	93,679	△25,674	①
光熱水費	124,816	119,930	△4,886	②
薬品費	6,764	5,587	△1,176	
燃料費	473	749	276	
補修費	59,948	62,479	2,530	
委託費	341,982	313,608	△28,374	③
その他	22,446	17,531	△4,914	④
合計	675,786	613,567	△62,219	

- ① 管理体制の見直しによる人員の減少 2 名  
 ② 電力料の契約種別変更（季節別時間帯別→大口 B）による減少並びに使用量の減少（10,436,880→10,140,224kwh）  
 ③ 運転管理委託費 15,960 千円減少 保守点検委託費 7,285 千円減少  
 汚泥運搬処分費 3,988 千円減少等  
 ④ 手数料、使用料、賃借料、公課費等の減少

\* (c)

武庫川下流運転管理において平成 16 年度は平成 15 年度に比べ事業費が 99 百万円減少している。この理由の主なものは次のとおりである。

(単価：千円)

費目	平成 15 年度	平成 16 年度	差額	差額理由
人件費等	206,096	139,558	△66,537	①
光熱水費	387,054	374,012	△13,041	②
薬品費	12,061	13,165	1,104	
燃料費	11,354	11,758	403	
補修費	77,016	77,620	604	
委託費	553,863	539,857	△14,005	③
その他	44,704	36,252	△8,452	④
合計	1,292,151	1,192,225	△99,926	

- ① 管理体制の見直しによる人員の減少 3名及び兵庫東汚泥処理事業受託に伴い、兵庫東スラッジ事業所へ4名配置替えによる減少
- ② 電力料の契約種別変更（季節別時間帯別→大口B）による減少並びに契約電力の変更による減少（4,000kwh → 3,800kwh）
- ③ 運転管理委託費 8,402千円減少 保守点検委託費 4,222千円減少等
- ④ 保険料、手数料、公課費等の減少

\* (d)

加古川上流運転管理において平成16年度は平成15年度に比べ42百万円事業費が増加している。この理由の主なものは以下のとおりである。

(単価：千円)

費目	平成15年度	平成16年度	差額	差額理由
人件費等	132,083	113,012	△19,071	①
光熱水費	204,203	199,029	△5,173	②
薬品費	53,234	62,862	9,627	③
燃料費	7,403	9,573	2,170	
補修費	60,769	129,335	68,565	④
委託費	512,380	504,969	△7,410	⑤
その他	29,542	23,113	△6,428	⑥
合計	999,616	1,041,897	42,281	

- ① 管理体制の見直しによる人員減少2名
- ② 電力料の契約種別変更（季節別時間帯別→大口B）による減少
- ③ 処理水量の増加に伴う薬品使用料の増加並びに高分子凝集剤の単価上昇による増加
- ④ 次年度前倒しによる補修の実施による増加
- ⑤ 運転管理委託費 7,350千円増加 保守点検委託費 7,831千円減少  
管渠内調査業務委託費 3,264千円減少 灰等処分委託費 2,066千円減少等
- ⑥ 保険料、手数料、賃借料、公課費等の減少

② 技術支援事業収入及び事業費の内訳

(単価：千円)

科目	平成14年度	平成15年度	平成16年度
収入			
下水道建設技術支援事業収入	1,681,023	1,444,630	1,065,153
下水道排水設備責任技術者事業収入	11,912	8,037	55,725
水質分析受託事業収入	5,132	4,928	0
合計	1,698,068	1,457,596	1,120,879
支出			
下水道建設技術支援事業費	1,819,933	1,335,833	935,995
排水設備責任技術者事業費	16,493	26,763	55,725
水質分析受託事業費	5,111	4,914	0
合計	1,841,538	1,367,511	991,721
収支差額	△143,470	90,085	129,158

### ③ 下水道建設技術支援事業

下水道整備を行う上で技術力の不足する市町から公共下水道の計画、調査、設計、施工管理を受注する事業で本社建設部（建設第1課、建設第2課、施設課、北淡路事業所、南淡路事業所）が所掌している。

平成16年度の当事業の収入と主な事業費は次のとおりである。

(単位：千円)

科 目	金 額	摘 要
収入		
設備施工管理業務	691,306	148 件
調査設計業務	359,727	18 件
積算業務	14,119	15 件
合 計	1,065,153	
事業費		
給料・手当	349,403	31 名分
福利厚生費	58,872	
旅 費	16,312	
使用料及び賃借料	31,591	
委 託 費	339,466	調査設計業務に係るコンサルタントへの支払額
寄 付 金	25,000	非収益事業への振替支出額(みなし寄付金)
公 課 費	61,043	15年度の法人税等 22,800 千円と消費税
共通運営管理費	28,919	管理費のうち当事業への配分額
そ の 他	25,385	
合 計	935,995	



#### ④ 下水道排水設備工事責任技術者事業

当事業は公社と県下各市町との協定に基づき、責任技術者の技術力の平準化と市町事務の省力化を図ることを目的として、県下統一の下水道排水設備工事責任技術者試験及び更新講習等を行っているものであり、法人税法上は非収益事業である。

平成 16 年度の当事業収入と主な事業費の内訳は次のとおりである。

(単位：千円)

科 目	金 額	摘 要
収入		
更新講習受講手数料	48,247	注① 6,433名×7,500円
受験講習受講手数料	3,855	514名×7,500円
試験手数料	3,435	687名×5,000円
合格証再交付手数料	20	20名×1,000円
15年度共通運営管理費の戻入額	168	
合 計	55,725	
事業費		
給料手当・福利厚生費	6,666	注①
通信運搬費	3,712	
委託費	5,991	
消耗品費	12,871	
積立預金支出	20,491	
共通運営管理費	2,377	
その他	3,615	
合 計	55,725	

注① 下水道排水設備工事責任技術者は、平成 11 年度から公社で県下統一の資格試験として実施しているもので、それ以前の有資格者についても移行措置として平成 11 年度合格者と同様の取り扱いとした。この資格の有効期間は 5 年であるため、平成 11 年度に移行した者が資格を更新する 5 年ごとに更新講習の受講者は多くなり、平成 16 年度は収入が著増している。一方、積立預金支出は排水設備責任技術者積立預金への支出である。当積立預金は排水設備責任技術者の資格有効期間は 5 年である関係上、更新講習受講手数料収入は 5 年ごとに多額になることから、翌年以降の収入減に備え、積立預金に繰入れているものである。平成 16 年度はこの 5 年目に該当したため、当積立預金を 20,491,695 円繰入れている。この繰入額は平成 16 年度の下水排水設備責任技術者事業の収入と支出を同額になるようになされたものであるが、平成 16 年度末の当積立預金残高は 25,929,313 円となっており、繰入額に比べ 5,437,618 円多額になっている。

なお、平成 12 年～15 年の 4 年間の当積立預金の取崩額は 26,654 千円であり、おおむね残高と見合っているので特に問題ないものと判断した。

#### ⑤ 特定預金取崩収入

平成 16 年度の特定預金取崩収入は創立記念事業積立預金の取崩収入 10 百万円である（監査結果(17)① 参照）

#### ⑥ 寄付金収入

法人税法上、公社のような公益法人等については、収益事業（技術支援事業）に属する資産のうちから、その法人の収益事業以外の事業のために支出した金額は、寄付金とみなし、収益事業の寄

付金損金算入限度額の計算に含めることが出来ることから、技術支援事業費より振替処理しているものである。

#### ⑦ 共通運営管理費繰入金収入

公社における共通運営管理費を流域下水道維持管理受託事業、下水道建設技術支援事業、排水設備責任技術者事業、自主事業に配分しており、この配分額を各事業の事業費に計上している関係上、同額を収入にも計上し両建て処理しているものである（監査結果(10)参照）。

#### ⑧ 自主事業費

自主事業は下水道知識の普及啓発を図るため、地域交流イベントの開催、浄化センターの見学者受入れ、広報活動等を行っている。

平成 15 年及び 16 年度の当事業費の主な内容は次のとおりである。

なお、この自主事業費に対応する当期収入はない。

(単位：千円)

費 用	平成 15 年度	平成 16 年度
旅 費	248	246
印刷製本費	630	630
委 託 費	3,400	0
そ の 他	245	235
合 計	4,523	1,111

注①

注① 平成 15 年度の委託費 3,400 千円は加古川上流浄化センターで開催した第 12 回やえざくらまつりの開催を加古川上流区域流域下水道促進協議会に委託した経費である。

#### ⑨ 管理費

管理費は公社全般に係る一般管理費であり、その平成 15 年度及び 16 年度の主な内訳は次のとおりである。

(単位：千円)

費 目	15 年度 (イ)	16 年度 (ロ)	差額(ロ)-(イ)	摘 要
給料手当	9,562	0	△ 9,562	*①
福利厚生費	3,993	2,133	△ 1,860	
旅 費	571	1,417	846	
通信運搬費	896	2,931	2,035	*②
什器備品費	1,750	166	△ 1,584	
消耗品費	1,620	3,060	1,440	
光熱水費	115	1,654	1,539	*③
使用料及び賃借料	3,188	31,077	27,889	*③ *④
手数料	1,451	12,833	11,382	*⑤
負担金	1,327	5,460	4,133	*③
過年度返納金支出	-	2,645	2,645	*
そ の 他	2,144	2,111	△ 33	
合 計	26,623	65,493	38,870	

- \*① 16年度は理事長が非常勤となったことにより給与手当が不要となった。
- \*② 業務システムのネットワークを平成16年度から開始したことによる通信費の増加等。
- \*③ 本社の農業共済会館の光熱費、賃借料、共益費につき、平成15年度は一定の配賦基準により各事業費に直接配分していたが、平成16年度はいったん管理費で集計し、共通運営管理費として各事業費に配分する方法に変更したため管理費が増加した（光熱費1,654千円、賃借料18,967千円、共益費4,253千円各々増加）。
- \*④ 会計・旅費等の業務システムを平成16年度より導入したことによるリース料の増加等。本来、建設技術支援事業費に計上されるべきシステム賃借費 兵庫リコー分307千円、富士通分2,474千円が誤って管理費に計上されている（監査結果(6) a 参照）。
- \*⑤ 業務システムを平成16年度から導入したことによるシステム保守サポート費7,130千円の増加等。

## (2) 貸借対照表の推移と内訳の説明

貸借対照表の推移は下表のとおりである。

(単位：千円)

科 目	平成16年3月末 (イ)	平成17年3月末 (ロ)	差 額 (ロ)-(イ)
I 資産の部			
1 流動資産			
普通預金	1,118,559	2,041,376	922,817
未収金	830,200	359,887	△470,313
未成工事支出金	121,191	55,256	△65,935
貸倒引当金	△5,519	△2,203	3,316
2 固定資産			
(基本財産)			
投資有価証券	100,000	100,000	0
貸付債権信託	55,000	55,000	0
(その他固定資産)			
車両運搬具	3,467	2,596	△871
什器備品	3,834	2,917	△917
電話加入権	1,967	1,967	0
敷金・保証金	3,123	3,690	567
退職給与引当預金	60,364	70,670	10,306
創立記念事業積立預金	10,000	0	△10,000
排水設備責任技術者積立預金	5,437	25,929	20,492
その他無形固定資産	831	1,258	427
資産合計	2,308,457	2,718,346	409,889
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	1,689,294	1,988,368	299,074
預り金	13,984	5,262	△8,722
2 固定負債			
退職給与引当金	60,364	70,670	10,306
負債合計	1,763,644	2,064,301	300,657
III 正味財産の部			
正味財産	544,813	654,044	109,231
(うち基本金)	(155,000)	(155,000)	(0)
(うち当期正味財産増加額)	(157,305)	(109,230)	(△48,075)
負債及び正味財産合計	2,308,457	2,718,346	409,889

(3) 平成 16 年度末の資産・負債のうち主なもの

① 現金預金……三井住友銀行普通預金 3 口座であり、残高につき通帳、残高証明書等と照合し、問題はないものと認めた。

② 未収金

		(単位：千円)	
建設工事施行管理業務	未収金 53 件	232,133	※①
調査設計業務	未収金 5 件	119,744	※②
積算業務	未収金 4 件	3,664	※③
		(355,542)	
火災共済加入物件の災害共済会給付金未収金		3,840	
そ の 他		504	
合 計		359,887	

※①このうちには進捗率ゼロで売上計上しているもの(2件1,155千円)が含まれている。(16兵下公委第98号890千円、16兵下公委第100号265千円)

※②このうちには、工事未完工で売上計上しているもの(1件4,674千円 兵下公委第14号)が含まれている。

※③このうちには売上重複計上になっているもの(1件443千円 兵下公積第13号)が含まれている。

上記※①②③についての詳細は監査結果(11)に記載している。

③ 未成工事支出金……下水道建設技術支援事業に係る未成工事支出金であり、平成 16 年度の下水道建設技術支援事業に係る給料と福利厚生費を簡便計算により算出しているものである。この問題点は、監査結果(13)に記載している。

④ 貸倒引当金……過去において債権の貸倒実績はなく、本来、会計的には引当不要と認められるが、法人税等の節税目的で引当てられているものである。

⑤ 基本財産……投資有価証券、貸付債権信託の残高について通帳、残高証明書等と照合した。このうち基本財産「投資有価証券」100,000,000 円については兵庫県に対する証書形式の縁故債であり、金銭消費貸借契約証書は存在するものの、期末時点における残高証明書は入手されていなかった。

⑥ 車両運搬具……本社で管理している乗用車 11 台である(監査結果(17)③参照)。

⑦ 什器備品……スライド書庫、金庫等 26 点である(監査結果(17)③参照)。

⑧ 敷金・保証金……本社の入居している農業共済会館の事務所及び駐車場賃借に伴う敷金 2,940 千円と高速道路の後納料金支払保証金 750 千円である。契約書等照合し、特に問題ないものと認めた。

- ⑨ 退職給与引当預金……退職給与引当金との見合いで同額特定目的預金として設定しているものであり、残高については通帳、残高証明書等と照合し、問題ないものと認めた。
- ⑩ 排水設備責任技術者積立預金……翌年以降の排水設備責任技術者事業収入の収入減に備え積み立てているものであり、残高については、通帳、残高証明書等と照合し、問題ないものと認めた。
- ⑪ その他無形固定資産……電子計算機のソフト 4 件 1,258 千円であり、償却計算も適正に行われており、特に問題はない。
- ⑫ 未払金……残高の内訳は次のとおりである。

		(単位：千円)	
維持管理事業費	1,513,700	※①	
技術支援事業費	204,711	※②	
自主事業費	635		
管理費	3,971	※③	
預り金	2,138	※④	
平成 16 年度受託事業収入精算返納金	263,209	※⑤	
計	<u>1,988,368</u>		

※①維持管理事業費の内訳

	(単位：千円)
石川島・月島・大がスヅノ共同体	51,077
関西電力(株)	55,674
東芝電気サービス(株)	186,339
三菱電機プラントエンジニアリング(株)	60,238
三機工業(株)神戸支店	74,491
人件費弁償金(神戸市・西宮市・加古川市)	70,681
その他	1,015,198
計	<u>1,513,700</u>

※②技術支援事業費の内訳

	(単位：千円)
(株)昭和設計	52,817
実施設計業務委託費	129,951
兵庫県弁償金	17,299
その他	4,644
計	<u>204,711</u>

※③管理費の内訳

	(単位：千円)
兵庫リコー(株)	1,144
(株)土手山	878
パソコンバンク手数料	594
その他	1,354
計	<u>3,971</u>

※④このうち 2,064 千円は源泉所得税、社会保険料の個人負担分の預り金であり、正しくは貸借対照表上預り金勘定に計上すべきものである。また、誤計上により 74 千円だけ過大（正しくは預り金に計上すべきもの）に計上されている。

※⑤平成 16 年度の受託事業収入の概算受入額が精算確定額より多額であったため差額を県に返戻すべく未払計上しているもの。

⑬ 預り金…………… 源泉所得税等の預り金 5,337 千円と誤計上による△74 千円（正しくは未払金に計上すべきもの）の合計 5,262 千円が計上されている。

⑭ 退職給与引当金……下水道公社のプロパー職員 32 名に対し、期末時点で自己都合退職した場合の退職金要支給額を引当てているもの（監査結果(24)参照）。

### 3 コストの比較分析

#### (1) 汚水処理コストの事業所別比較分析（平成16年度）

各流域の浄化センターにおける高級処理水量と収支計算書の運転管理受託事業の費目ごとの内訳は次表のとおりである。

(単位：千円)

	武庫川上流	武庫川下流	加古川上流	加古川下流	揖保川
処理水量/年	24,769,700 m <sup>3</sup>	97,194,795 m <sup>3</sup>	26,623,804 m <sup>3</sup>	36,813,344 m <sup>3</sup>	24,024,334 m <sup>3</sup>
費目	金額	金額	金額	金額	金額
人件費	91,790	137,104	109,991	102,764	102,290
光熱水費	119,930	374,013	199,029	242,673	334,253
薬品費	5,588	13,166	62,862	29,785	27,196
燃料費	750	11,758	9,574	2,146	293
修繕費	56,164	63,219	115,248	64,377	51,784
施設管理消耗品費	6,316	14,402	14,087	14,067	12,060
委託費	313,608	539,857	504,970	505,166	295,214
その他	19,421	38,707	26,136	29,535	29,390
合計	613,567	1,192,225	1,041,897	990,513	852,480

(処理水量当たり処理コスト)

上表をもとに、高級処理水量1 m<sup>3</sup>当たりの処理コストを求めると次表のとおりである。

	武庫川上流	武庫川下流	加古川上流	加古川下流	揖保川
費目	処理単価(円)	処理単価(円)	処理単価(円)	処理単価(円)	処理単価(円)
人件費	3.71	1.41	4.13	2.79	4.26
光熱水費	4.84	3.85	7.48	6.59	13.91
薬品費	0.23	0.14	2.36	0.81	1.13
燃料費	0.03	0.12	0.36	0.06	0.01
修繕費	2.27	0.65	4.33	1.75	2.16
施設管理消耗品費	0.25	0.15	0.53	0.38	0.50
委託費	12.66	5.55	18.97	13.72	12.29
その他	0.78	0.40	0.98	0.80	1.22
合計	24.77	12.27	39.13	26.91	35.48

- ① 武庫川上流と武庫川下流の処理水量当り処理コストを比較して大幅に異なる（上流 24.77 円、下流 12.27 円）理由

武庫川下流は、武庫川上流に比べ処理水量が非常に多いので、スケールメリットが働いている。さらに、武庫川上流の下流には上水道の取水源があるため、武庫川下流よりも窒素、磷等を多量かつ確実に除去する高度処理を行っている。この高度処理では、散気用空気を送り込むために

空気圧縮機、送風機等の運転に多量の電力を使用しており、そのために電気料金が高くなっている。

$$\frac{\text{電気代}}{\text{処理水量}} = \text{m}^3\text{当り電力使用量}$$

武庫川上流	$\frac{117,590 \text{ 千円}}{24,769,700 \text{ m}^3} = 4.75 \text{ 円/m}^3$
武庫川下流	$\frac{258,705 \text{ 千円}}{97,194,795 \text{ m}^3} = 2.66 \text{ 円/m}^3$

- ② 加古川上流と加古川下流の処理水量当りの処理コストを比較して大幅に異なる（上流 39.13 円、下流 26.91 円）理由

加古川下流は、加古川上流に比べ処理水量が多いため、スケールメリットが働いている。さらに、加古川上流では、下流に上水道の取水源があるため、高度処理を行っており、また、中継ポンプ場 2ヶ所を運転していること等から電気料金が高くなっている。

$$\frac{\text{電気代}}{\text{処理水量}} = \text{m}^3\text{当り電力使用量}$$

加古川上流	$\frac{195,659 \text{ 千円}}{26,623,804 \text{ m}^3} = 7.35 \text{ 円/m}^3$
加古川下流	$\frac{215,556 \text{ 千円}}{36,813,344 \text{ m}^3} = 5.86 \text{ 円/m}^3$

- ③ 加古川上流の処理水量当りの処理コストが特に高い理由

加古川上流は高度処理を行っていること及び浄化センター内で汚泥の焼却を行っていることから、これらの費用が処理コストに含まれている。

- ④ 処理単価に占める委託費が加古川上流で 18.97 円と高く、一方武庫川下流で 5.55 円と低い理由

加古川上流では浄化センター内で汚泥を焼却しており、この処理コストが相当額含まれているが、武庫川下流は兵庫東で処理しているためこのコストが計上されていない。

また、武庫川下流は、加古川上流に比べ処理水量が非常に多いので、スケールメリットが働いている。

- ⑤ 揖保川の処理水量当り処理コストが特に高い理由（電力料が特に多額（326 百万円））である理由

皮革汚水も処理している揖保川は、他の処理場に比べ流入汚水の汚濁濃度が高く、空気活性汚泥法では水処理が困難であるため酸素活性汚泥法による水処理を採用している。この酸素活性汚泥法に必要な酸素発生装置及び曝気機の電気料金が高くなっている。

- ⑥ 燃料費が武庫川下流と加古川上流で著しく多い理由

武庫川下流は、浄化センターの他に大規模な中継ポンプ場が 3 箇所（南武 P、瓦木 P、常松 P）あり、雨天時のポンプ稼働のためのディーゼルエンジンの燃料として重油を使用していることによる（南武 P 2,333 千円、瓦木 P 735 千円、常松 P 1,210 千円）。また、加古川上流は焼却炉の主燃料に重油を使用している（なお、加古川下流の焼却炉の主燃料はガスであり、その料金は「光熱水費」に計上されている）。



⑦ 薬品費の比較

(単位：千円)

事業所 薬品	武庫川上流	武庫川下流	加古川上流	加古川下流	揖保川
高分子凝集剤	261	0	27,223	7,717	0
次亜塩素酸ソーダ	4,874	13,166	3,466	6,045	15,653
消臭剤	138	0	16,172	11,251	0
ポリ硫酸第二鉄	0	0	9,356	0	0
苛性ソーダ	0	0	4,410	4,722	806
その他	313	0	2,232	47	10,736
計	5,588	13,166	62,862	29,785	27,196

- a. 加古川上流で高分子凝集剤が 27,223 千円と多額である理由  
加古川上流の汚泥の脱水に適した凝集剤の単価が高いためである。
- b. 揖保川と武庫川下流で次亜塩素酸ソーダが各々 15,653 千円、13,166 千円と多い理由  
揖保川は、通常の水処理滅菌用とは別に、臭気対策として次亜塩素酸ソーダを脱臭剤として使用しているため使用量が多い。  
また、武庫川下流は処理水量が多いため、水処理滅菌用の次亜塩素酸ソーダの使用量が多くなっている。
- c. 消臭剤が加古川上流と加古川下流で多額である理由  
処理施設周辺地域に対する環境対策として使用しているためである。
- d. 加古川上流だけでポリ硫酸第二鉄が 9,356 千円計上される理由  
加古川上流の汚泥は、ポリ硫酸第二鉄を助剤として使用しなければ脱水が困難であるためである。
- e. 苛性ソーダが加古川上流と加古川下流で多く使用されている理由  
加古川上流及び加古川下流では、焼却施設の排煙処理剤として利用している。
- f. 揖保川でその他薬品が 10,736 千円と多い理由  
皮革汚水に含まれる油分等の影響と思われる反応槽での発泡現象を抑制するため、消泡剤を使用する必要があるためである。

(2) 汚泥処理コストの事業所別比較分析（平成16年度）

兵庫東、兵庫西の各流域下水汚泥広域処理場における汚泥処理量と収支計算書の運転管理受託事業の費目ごとの内訳は、次表のとおりである。

費目	兵庫東スラッジ事業所		兵庫西スラッジ事業所		
	金額(千円)	処理単価(円)	金額(千円)	処理単価(円)	
人件費	130,361	4,582.19	129,337	5,238.77	
光熱水費	233,550	8,209.28	416,247	16,859.99	注③
薬品費	188,348	6,620.43	181,010	7,331.77	注⑤
燃料費	41,361	1,453.84	496,767	20,121.43	注②
修繕費	277,139	9,741.43	228,875	9,270.53	
施設管理消耗品費	43,497	1,528.92	178,316	7,222.65	注⑥
委託費	518,187	18,214.26	845,125	34,231.51	注④
その他	35,919	1,262.55	35,700	1,446.02	
合計	1,468,361	51,612.89	2,511,375	101,722.67	注①
(処理量)	(28,449.52Dst/年)		(24,688.45Dst/年)		

Dst = ドライスラッジ換算トン

注① 兵庫西の処理量当りコストが101,722円に対し、兵庫東が51,612円と50%程安い理由

汚泥処理方式の違いから生じている。兵庫東では約850℃で汚泥を焼却しているのに対し、兵庫西では約1500℃で汚泥を熔融しており、この関係からコストに差異が生じている。

兵庫西は高濃度のクロム化合物を含む皮革汚泥を処理しなければならないことからコストの高くつく熔融炉方式を採用している。

注② 燃料費 兵庫西が兵庫東に比べ高い理由

炉で使う燃料が違う。兵庫東は重油、兵庫西はコークスである。

$$\text{東(重油)} \frac{41,261 \text{ 千円}}{28,449.52 \text{ Dst}} = 1,450 \text{ 円/Dst}$$

東・西のDst当り燃料費

$$\text{西(コークス)} \frac{489,137 \text{ 千円}}{24,688.45 \text{ Dst}} = 19,812 \text{ 円/Dst}$$

注③ 光熱水費 兵庫西が兵庫東に比べ高い理由

(単位：千円)

光熱水費	兵庫東	兵庫西	理由
電力料	225,636	369,213	(a)
水道料	7,332	46,711	(b)
その他	582	323	
合計	233,550	416,247	

(a) 電力料

兵庫東では、汚泥を濃縮、脱水した際に生じる水を返流水として武庫川下流に戻して再度水処理しているが、兵庫西では、処理場内で水処理も行っていることから、それに伴う電力料金がかかっているためである。

$$\text{東} \frac{225,636 \text{ 千円}}{28,449.52 \text{ Dst}} = 7,931 \text{ 円/Dst}$$

東・西のDst当り電気代

$$\text{西} \frac{369,213 \text{ 千円}}{24,688.45 \text{ Dst}} = 14,955 \text{ 円/Dst}$$

(b) 水道料

炉の冷却水として兵庫東は武庫川下流の処理水（無料）を使用しているが、兵庫西は工業用水（有料）を利用しているためである（揖保川浄化センターの処理水はカルシウム分を含んでいるため、冷却水としては適さないため）。

注④ 委託費－兵庫西が兵庫東に比べ高い理由

(単位：千円)

委託費	兵庫東	兵庫西	理由
運転管理業務	295,850	394,779	(a)
設備保守管理	144,553	362,451	(b)
その他	77,784	87,895	
合計	518,187	845,125	

(a) 運転管理業務

兵庫西の溶融炉は特殊な炉であるため、運転管理業務委託費が高くなっているためである。

(b) 設備保守管理

兵庫西の溶融炉は特殊な炉であり、炉及び周辺機器の補修、保全を専門業者に委託しなければならないため高くなっていることによる（保全業務委託費 296,524 千円）。

注⑤ 薬品費－兵庫東と兵庫西で大巾な差異が生じている理由

(単位：千円)

薬品費	兵庫東	兵庫西	理由
高分子凝集剤	123,794	71,880	(a)
消臭剤	8,969	122	(b)
苛性ソーダ	12,167	60,185	(c)
アンモニア	0	12,070	(d)
その他	43,418	36,753	
合計	188,348	181,010	

(a) 高分子凝集剤

兵庫西では皮革汚泥も処理していることから、兵庫東と兵庫西では使用する凝集剤及び助剤の種類が違うためである。

(b) 消臭剤

両施設とも場内散布用として利用しているが、生汚泥送泥量及び送泥管延長による硫化水素の影響度の差によるものである。

生汚泥送泥量	兵庫東	2,766,652 m <sup>3</sup> /年	送泥管延長	兵庫東	56,400m
"	兵庫西	1,611,493 m <sup>3</sup> /年	"	兵庫西	24,500m

(c) 苛性ソーダ

兵庫西は、排ガス中に皮革汚泥に起因する硫黄が多く含まれていることから、その排ガス処理に苛性ソーダを使用すること及び濃度差による購入単価差により高くなっている。

(d) アンモニア

兵庫西は、排ガス中に皮革汚泥に起因する窒素酸化物が多く含まれており、その排ガス中の窒素酸化物の除去にアンモニアを使用していることによる。

注⑥ 施設管理消耗品費—兵庫西が兵庫東に比べ高い理由

- ① 兵庫西は、皮革汚泥を高温処理する溶融炉であることから、その施設は兵庫東の焼却炉に比べ割高であり、この補修、保全のための施設消耗品も高いためである。
- ② 溶融炉方式を採用しているため、高温による劣化が激しく、皮革汚泥に起因する硫化物による腐食の進行が早いため、消耗品も多く必要になるためである。

(3) 平成 16 年度の各流域別の処理水量当たりコスト比較

武庫川上流及び武庫川下流は兵庫東で、揖保川は兵庫西で汚泥を処理しているため、これら 3 流域の維持管理費には汚泥処理経費が含まれていないのに対し、加古川上流及び加古川下流では場内で汚泥を処理しているため、この 2 流域の維持管理費には汚泥処理経費が含まれているなど、それぞれの処理工程等には特徴があるため、各流域の維持管理費に所要の補正を施し、汚水処理から汚泥処理までの一連の処理に要する経費を流域ごとに比較すると次表のとおりとなる。

平成 16 年度 処理単価

	維持管理費(千円)			処理水量 (千 $\text{m}^3$ )	単価(円/ $\text{m}^3$ )		
	汚水処理経費	汚泥処理経費	計		汚水処理 経 費	汚泥処理 経 費	計
武庫川上流	633,889	152,536	786,426	24,769	25.59	6.16	31.75
武庫川下流	1,088,898	697,404	1,786,302	93,644	11.63	7.45	19.08
加古川上流			1,043,766	26,623			39.20
加古川下流			985,883	38,352			25.71
揖 保 川	843,304	739,603	1,582,908	23,816	35.41	31.05	66.46
計			6,185,287	207,207			29.85

加古川上流及び加古川下流は、浄化センター内で汚水処理と汚泥処理を連続して行っており、費用を区分して把握することができないため、それぞれの経費についても算定できない。

(説明)

- ① 揖保川では、処理水量当たりコストは汚水処理費、汚泥処理費ともども際立って高くなっている。これは、揖保川では皮革排水を処理しており、流入汚水の汚濁濃度が高いことによるものである。
- ② 武庫川上流、加古川上流で処理単価が高くなっているのは、それぞれ下流に上水道の取水源があるため、窒素、りん等を多量かつ確実に除去する高度処理が必要となり、そのためのコストがかかっていることも一因である。

(主な補正の内容)

① 維持管理費の収支計算上の金額に対する補正

	収支計算書の 維持管理費	補正額		補正後の維持管理費	
		汚水処理費	汚泥処理費	汚水処理費	汚泥処理費
武庫川上流	613,567	20,322	152,536	633,890	152,536
武庫川下流	1,192,225	△103,327	697,404	1,088,898	697,404
加古川上流	1,041,897		1,869	1,043,766	
加古川下流	990,513		△4,630	985,883	
揖保川	852,480	△9,176	739,603	843,304	739,603

a 武庫川上流

武庫川上流浄化センターで行っているのは、武庫川上流の水処理だけで、汚泥処理は兵庫東で行っており、また、兵庫東で汚泥を濃縮、脱水する際に生じる水は返流水として武庫川下流で再度水処理している。

このため、武庫川上流の維持管理費に武庫川下流に含まれる返流水の処理経費（20,322 千円）と兵庫東での汚泥処理経費（152,536 千円）を加える。

b 武庫川下流

武庫川下流浄化センターでは、武庫川下流の水処理に加え、兵庫東の返流水を処理している。兵庫東では、武庫川下流のほか、武庫川上流と尼崎、西宮及び芦屋市の公共下水道の汚泥を処理しており、これら汚泥の濃縮、脱水の際に生じる汚水は、武庫川下流浄化センターに戻されて、兵庫東の返流水として再度水処理している。

このため、武庫川下流の維持管理費から武庫川上流と公共下水道の返流水の処理に要する経費等（103,337 千円）を控除するとともに、兵庫東での汚泥処理経費（697,404 千円）を加える。

c 加古川上流

加古川上流浄化センターでは、水処理から汚泥処理まで一括して処理しているが、しき（スクリーンかす）については場内で焼却処理ができないため兵庫西で処理しており、これに要する経費（1,869 千円）を加える。

d 加古川下流

加古川下流浄化センターでは、水処理から汚泥処理まで一括して処理しているが、平成 16 年度には汚泥の緊急受入があり汚泥の焼却処理だけを行っており、この際の臨時収入（4,630 千円）を控除する。

e 揖保川

揖保川では、浄化センターで水処理を行い、兵庫西で汚泥処理を行っている。

兵庫西では、汚泥の濃縮、脱水の際に生じる汚水についても場内で処理しているが、夏季の高温期には処理できないことがあり、一部を揖保川に戻し、兵庫西の温排水として水処理することがある。

この温排水には、流域下水道だけでなく、姫路市、たつの市及び太子町の公共下水道の汚泥処理の際に生じた汚水に係るものも含まれているため、揖保川の維持管理費から公共下水道の温排水の処理に要する経費（9,176千円）を控除するとともに、兵庫西での汚泥処理経費（739,603千円）を加える。

② 処理水量に対する補正

武庫川下流や加古川下流には一部合流式の地域があるため雨水を処理していたり、武庫川下流や揖保川では返流水や温排水を処理しているなど、流域の処理水量のとらえ方にも相違があるため、各浄化センターにおける補正後の維持管理費に相応する処理水量を求めると次表のとおりとなる。

(単位：m<sup>3</sup>)

	高級処理水量	増	減	補正後の水量
武庫川上流	24,769,700	—	—	24,769,700
武庫川下流	97,194,795	3,860,311	7,410,319	93,644,787
加古川上流	26,623,804	—	—	26,623,804
加古川下流	36,813,344	1,539,387	—	38,352,731
揖保川	24,024,334	—	208,134	23,816,200

a 武庫川下流

武庫川下流には一部合流式の区域があるため多量の降雨時には雨水沈澱池で簡易処理している。武庫川下流の高級処理水量には、この簡易処理水量（3,860,311 m<sup>3</sup>）が含まれていないためこれに加え、兵庫東からの返流水の処理水量（7,410,319 m<sup>3</sup>）が含まれているためこれを控除する。

b 加古川下流

加古川下流にも一部合流式の区域があり、多量の降雨時には簡易処理しているため、高級処理水量に多量の降雨時に簡易処理している水量（1,539,387 m<sup>3</sup>）を加える。

c 揖保川

高級処理水量から、兵庫西の温排水の処理水量（208,134 m<sup>3</sup>）を減じる。

#### (4) 各流域別の汚水処理単価の推移分析

汚水処理単価の推移をみるために、平成 13 年度から平成 15 年度までの各年度の維持管理費の収支計算書上の金額と高級処理水量に上記(3)と同様の補正を加えたものの、推移は次のとおりであり、汚水処理単価は処理水量の増加もあり、低下してきている。

		平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
武庫川上流	維持管理費(千円)	1,221,445	1,223,010	852,003	786,426
	処理水量(千 $m^3$ )	22,232	22,816	24,215	24,769
	単価(円/ $m^3$ )	※ 55.39	※ 53.60	35.18	31.75
武庫川下流	維持管理費(千円)	3,906,480	3,755,840	1,902,405	1,786,302
	処理水量(千 $m^3$ )	87,013	86,155	91,789	93,644
	単価(円/ $m^3$ )	※ 44.90	※ 43.59	20.73	19.08
加古川上流	維持管理費(千円)	1,085,282	1,030,492	1,001,235	1,043,766
	処理水量(千 $m^3$ )	19,530	20,985	23,120	26,623
	単価(円/ $m^3$ )	55.57	49.10	43.31	39.20
加古川下流	維持管理費(千円)	995,292	972,417	972,348	985,883
	処理水量(千 $m^3$ )	33,441	33,894	37,229	38,352
	単価(円/ $m^3$ )	29.76	28.69	26.12	25.71
揖保川	維持管理費(千円)	2,209,861	2,061,545	1,529,226	1,582,908
	処理水量(千 $m^3$ )	20,382	21,781	22,367	23,816
	単価(円/ $m^3$ )	※ 108.42	※ 94.65	68.37	66.46

なお、平成 14 年度までの武庫川上流、武庫川下流及び揖保川は、日本下水道事業団に汚泥の処理を委託していたが、この委託料には資本費相当額が含まれていたのに対し、14 年度末に日本下水道事業団から県がエース事業を承継した際に、資本費相当額は県債償還金として維持管理費とは別に処理することとした関係上、平成 15 年度以降の処理コストには資本費相当額が含まれていない。

したがって、この 3 流域については、エース事業の承継前(表中※の部分)と承継後では継続性が損なわれており、相互の比較ができなくなっている。

#### 4 下水道公社の委託契約・修繕契約の概観

##### (1) 平成 15、16 年度契約の概観

###### ① 委託契約

###### a. 契約件数及び平均落札率

平成 15、16 年度中に下水道公社が発注した委託契約の件数は、平成 15 年度で 90 件（予定価格総額 2,139,271 千円、委託契約価額総額 2,045,229 千円）、平成 16 年度で 137 件（予定価格総額 3,300,200 千円、委託契約価額総額 3,162,562 千円）であり、予定価格総額に対する委託契約価格総額の割合（落札率）は、各々 95.6%及び 95.8%であった。これらの状況は下記のとおりである。

###### b. 落札率の分布

###### 平成 15 年度

割合	各割合の件数（内、随契）	累計
98%以上	39（32）	39（32）
95%以上 98%未満	10（3）	49（35）
90%以上 95%未満	8（6）	57（41）
85%以上 90%未満	8（4）	65（45）
80%以上 85%未満	3（－）	68（45）
75%以上 80%未満	4（1）	72（46）
75%未満	18（2）	90（48）

###### 平成 16 年度

割合	各割合の件数（内、随契）	累計
98%以上	62（56）	62（56）
95%以上 98%未満	13（5）	75（61）
90%以上 95%未満	20（8）	95（69）
85%以上 90%未満	9（1）	104（70）
80%以上 85%未満	4（2）	108（72）
75%以上 80%未満	4（2）	112（74）
75%未満	25（2）	137（76）

落札率 95%以上の契約が件数割合で、平成 15 年度 54%、平成 16 年度 55%となっている。



c. 契約締結の方法別の内訳

平成 15 年度

契約締結の方法	予定価格総額(円)	委託契約価額総額(円)	件数	落札率(%)
指名競争入札	251,168,000	201,351,168	42	80.2
随意契約	1,888,103,300	1,843,877,960	48	97.7
合計	2,139,271,300	2,045,229,128	90	95.6

平成 16 年度

契約締結の方法	予定価格総額(円)	委託契約価額総額(円)	件数	落札率(%)
指名競争入札	386,978,000	299,525,420	61	77.4
随意契約	2,913,222,650	2,863,037,000	76	98.3
合計	3,300,200,650	3,162,562,420	137	95.8

このように、平成 15、16 年度とも総額ベースで見ると、随意契約の契約価額が多く、その落札率が 97.7%、98.3%と高止まりしている。

② 修繕契約

a. 契約件数及び平均落札率

平成 15、16 年度中に下水道公社が発注した修繕契約の件数は、平成 15 年度で 83 件（予定価格総額 219,607 千円、修繕契約価額総額 200,311 千円）、平成 16 年度で 106 件（予定価格総額 711,320 千円、修繕契約価額総額 683,627 千円）であり、予定価格総額に対する修繕契約価格総額の割合（落札率）は、各々 91.2%及び 96.1%であった。これらの状況は下記のとおりである。

b. 落札率の分布

平成 15 年度

割合	各割合の件数（内、随契）	累計
98%以上	20（9）	20（9）
95%以上 98%未満	10（6）	30（15）
90%以上 95%未満	19（12）	49（27）
85%以上 90%未満	8（4）	57（31）
80%以上 85%未満	6（4）	63（35）
75%以上 80%未満	12（9）	75（44）
75%未満	8（4）	83（48）

平成 16 年度

割 合	各割合の件数 (内、随契)	累 計
98%以上	3 6 ( 2 6 )	3 6 ( 2 6 )
95%以上 98%未満	3 0 ( 1 6 )	6 6 ( 4 2 )
90%以上 95%未満	1 6 ( 7 )	8 2 ( 4 9 )
85%以上 90%未満	8 ( 5 )	9 0 ( 5 4 )
80%以上 85%未満	6 ( 4 )	9 6 ( 5 8 )
75%以上 80%未満	4 ( 3 )	1 0 0 ( 6 1 )
75%未満	6 ( 1 )	1 0 6 ( 6 2 )

落札率 95%以上の契約が件数割合で、平成 15 年度 36%、平成 16 年度 62%となっている。

c. 契約締結の方法別の内訳

平成 15 年度

契約締結の方法	予定価格総額(円)	修繕契約価額総額(円)	件数	落札率(%)
指名競争入札	145,673,000	135,491,945	35	93.0
随 意 契 約	73,934,000	64,820,000	48	87.7
合 計	219,607,000	200,311,945	83	91.2

平成 16 年度

契約締結の方法	予定価格総額(円)	修繕契約価額総額(円)	件数	落札率(%)
指名競争入札	366,601,000	348,660,000	44	95.1
随 意 契 約	344,719,450	334,967,310	62	97.2
合 計	711,320,450	683,627,310	106	96.1

このように、平成 16 年度は総額ベースで見ると、指名競争入札、随意契約共に落札率が 95%以上と高止まりしている。

## 5 監査結果（指摘事項と意見）

### （全般的事項）

#### （1）経営計画の策定について（意見）

公社では理事会において次年度の事業計画と収支予算が審議・承認されているが、それ以外に数値化された中期事業計画は策定されていない。公社のメインの業務である流域下水道の運転管理受託事業収入は実費精算方式であり、これのコスト削減に対するインセンティブが働かないこともあり、中期事業計画を策定する必要性に乏しいということも関係していると思われる。

しかしながら、職員数 130 名と多数在職しており、このうち公社プロパー職員も 56 名（うち嘱託職員及び臨時職員を除く正規職員は 32 名）いる。これら職員に対し公社の将来の方向性を示す必要があるほか、技術支援事業収入は平成 16 年度では 11 億円あるものの、下水道建設が概ね完了するという県下の状況では先細りが見えてきており、この事業を中期的にどのような方向性をもっていくのか方向性を数値化し、目標設定しておくことも必要である。

更に、流域下水道の運転管理事業においてもコスト削減の数値目標を設定し、業積評価ができるようにすることも企業経営上重要なことである。なお、当運転管理業務については将来 3 年間の事業費計画が作成されているが、当計画は関連市町に予算措置を求めるための積算資料に止まっており、公社としての目標を掲げた事業計画に相当するものではない。

公社独自で事業計画を策定することは難しい面もあると思われるが、公社は県から独立した公益法人である以上、県と共同し、数値化された中期事業計画を策定し、将来の経営目標を明示すると共に、継続的に、その達成状況を実績値でフォローできるような管理体制を確立する必要がある。

#### （2）内部管理制度について（意見）

内部管理制度の構成要素は、内部牽制、内部管理、内部監査に分けられる。

内部牽制とは、ひとつの取引の発生から終わりまでの間に複数の担当者や上司がチェックする仕組みで「取引の客観性」「記録の正確性」を保証し、もって企業内の不正、誤謬を未然に防止し、「財産の保全」を図るものである。

内部管理とは、Plan（計画）、Do（実行）、See（統制）という経営サイクルの各局面において企業活動が合理的に行われるための組織の整備と運用を意味する。具体的には購買管理、生産管理、販売管理、原価管理、債権管理、固定資産管理、労務管理等をいい、諸規程、マニュアル類に基づき行われる。これら諸管理は計画、実行、統制の局面があり、これを計数的に表したものが予算制度になる。この内部管理は月次レベルでの予算と実績のコントロールが必要となり、月次決算の迅速化と予算と実績の差異原因分析、その対策の検討などが必要となる。

内部監査とは、企業内における会計、業務を対象に日常業務が経営方針、経営計画、社規に準拠して適切かつ効率的に遂行されているかどうかを確かめる目的で企業内部の者によって経営者のために行われる制度であり、監事監査と区別される。

公社では、下記に指摘するように内部管理上の問題点が多くみられた。これは上述の内部牽制面においてもダブルチェックが不十分であること、内部管理面においても月次決算が厳正に行われておらず、予算と実績の差異分析等も的確に行われていないこと、また内部監査制度は設けられていないことなど基本的な内部管理体制の不備によるものである。公社であつても経営体である以上、これら基本的内部管理体制の整備、確立が必要である。

### (3) 収支計算書の予算について（指摘事項）

下水道公社の平成 16 年度収支計算書上の予算額（補正予算）と決算額との差異が多額に生じている科目が次表のように散見される。

平成 17 年 2 月に前年 12 月末実績に基づき当初予算を見直し、補正予算を作成しているにもかかわらず、なお差異が多く生じていること及び当初予算と補正予算を比べると当初予算が大巾に補正されていることは、予算策定が的確に行われていないことの表れであり、管理上問題である。

なお、公益法人会計基準では予算額と決算額との差異が著しい項目については、その理由を収支計算書の備考欄に注記することになっているが、この注記は記載されていない。

平成16年度当初予算、収支計算書上の予算（補正予算）、決算額の比較表

(単位:千円)

科 目	当初予算	収支計算書上の予算額 (補正予算) (イ)	決算額 (ロ)	差 額 (イ)-(ロ)
<b>I 収入の部</b>				
1 基本財産運用収入	785	798	798	0
2 管理受託事業収入	10,040,136	8,963,366	8,700,156	263,209
3 技術支援事業収入	1,268,915	1,121,242	1,120,879	362
4 雑収入	451	451	498	△ 47
5 特定預金取崩収入	3	3	10,000	△ 9,997
6 借入金収入	1	1	0	1
7 敷金・保証金戻り収入	1	1	160	△ 159
8 寄付金収入	3,000	25,000	25,000	0
9 共通運営管理費繰入金収入	45,647	63,142	63,142	0
当期収入合計 (A)	11,358,939	10,174,004	9,920,635	253,368
前期繰越収支差額	146,732	245,479	245,479	
収入合計 (B)	11,505,671	10,419,483	10,166,114	253,368
<b>II 支出の部</b>				
1 管理受託事業費	10,040,136	8,963,366	8,700,156	263,209
2 技術支援事業費	1,255,839	1,022,722	991,721	31,000
3 自主事業費	4,484	4,310	1,111	3,198
4 管理費	45,647	65,787	65,493	293
5 基本財産積立預金支出	0	0	0	0
6 借入金返済支出	1	1	0	1
7 予備費	4,000	1,355	0	1,355
当期支出合計 (C)	11,350,107	10,057,541	9,758,482	299,059
当期収支差額 (A)-(C)	8,832	116,463	162,152	△ 45,688
次期繰越収支差額 (B)-(C)	155,564	①263,196	407,632	△ 144,436
<b>上記の管理受託事業費の内訳</b>				
武庫川上流	706,434	621,722	613,567	8,154
武庫川下流	1,431,701	1,226,809	1,192,225	34,583
加古川上流	1,247,198	1,078,495	1,041,897	36,597
加古川下流	1,226,046	1,008,159	990,513	17,645
揖保川	1,032,674	884,517	852,480	32,036
猪名川	36,435	31,470	29,735	1,734
兵庫東	1,599,684	1,518,613	1,468,361	50,251
兵庫西	2,759,964	2,593,581	2,511,375	82,205
計	10,040,136	8,963,366	8,700,156	263,209

① 収支計算書上の予算額(イ)の「次期繰越収支差額(B)-(C)」については正しくは361,942千円となるが、収支計算書の理事会の承認は上記記載の金額にて行われているため、当該金額にて記載している。

#### (4) 予算と実績との差異分析について（意見）

管理目的上、予算と実績と比較し、差異原因を分析しておくことが必要であるが、運転管理事業については一部を除き差異分析は行われているものの、制度的には実施されていない。県の下水道課においてもその分析内容の報告を受け、検討しておくことが必要である。

収支計算書の処理科目の誤り（監査の結果及び意見(6)参照）も予算差異を早期に分析しておけば、未然に防止しえたかもしれないものである。

また、運転管理事業では、一部を除き予算と実績の差異分析を行っているが、この差異（不要額）が、

- 会社の業務効率化の結果生じたものか
- 単に次年度以降への事業執行がずれ込んだため生じたものか
- 自然現象（降雨量等）の関係で生じたものか
- 予算設定がもともと甘かったものか

等が判然としない。これら原因を区分し、会社の努力の結果によりどの程度の不要額が生じたのか明らかにしておくことが望まれる。

#### (5) 規程等の整備について（意見）

##### ① 通知、通達等の更新について

日常の業務を遂行するにあたっては、兵庫県の通知そのもの、あるいは会社独自のものなど規程類以外にも多くの通知文、通達文が出される。これらのうち頻繁に使用するなど重要なものに関しては平成10年2月28日に「通知・通達集(様式集)」としてまとめられているが、このとき以降更新されていない。新会計システムが導入されたこともあり、業務の標準化を図るためにも最新の情報に更新することが望ましい。

##### ② 会計規程等の更新について

会計規程実施細則第20条では収支月計表（様式14号）を作成することになっているが、当様式のものを作成しておらず、これに代わるものとして予算執行月報と予算執行状況表を作成している。

また、会計規程第55条では、出納責任者は翌月10日までに会計記録を整理し、合計残高試算表と予算対比収支計算表を経理責任者に提出しなければならないとなっているが、この予算対比収支計算表は作成されておらず、予算執行月報、予算執行状況表で代用されている。

会計規程等が実情にそぐわない部分があるので、会計規程等を更新しておくことが必要である。

### ③ 文書の保管について

外部業者に対する委託業務終了時に、業者から業務完了届を入手することとされている。今回往査したうち、揖保川・兵庫西においては当該業務完了届の原本を本社に送付していた。一方、武庫川下流・兵庫東では当該業務完了届原本を事務所に保存していた。このように、業務完了届の原本を現場あるいは本社のいずれが保存するのかが明確になっていない。文書保管責任を明確にしておく必要がある。

## (会計に関する事項)

### (6) 収支計算書の処理科目の誤りについて (指摘事項)

収支計算書の各科目の処理の適正性を検討するため元帳を通査し、必要に応じて証憑等を閲覧した結果、次のような問題点が指摘された。

#### a 処理科目の誤りについて

「管理費」の「使用料及び賃借料」31,077,364 円の中に「下水道建設技術支援事業費」の「使用料及び賃借料」に計上すべき積算用パソコン使用料（富士通へ支払分）3 ヶ月分（16/6、16/8、16/12）2,474,640 円及びパソコン使用料（兵庫リコーへ支払分）1 か月分（17/3）307,799 円 合計 2,782,439 円が計上されていた。

b 期末における処理科目の振替処理について

当初予算で、支払実績が明らかに超過すると予測される科目については、支出時に予算に余裕のある科目に計上しておき、補正予算が確定した後に、まとめて科目の振替処理をしている。

例えば、平成 17 年 3 月 31 日付の次の仕訳である。

借 方		貸 方	
1 14,173,915 円 内税 (674,948 円) 仕入対課税	54115 管理費 使用料及び賃借料 総務部 総務課 共通 共通 立替払いによる支出科目の更正	52216 技術支援事業費 下水道建設技術支援事業費 使用料及び賃借料 総務部 総務課 建設部 技術支援受託事業 下水道建設技術支援事業 立替払いによる支出科目の更正	14,173,915 円 内税 (674,948 円) 仕入対課税
2 1,772,350 円 内税 (84,397 円) 仕入対課税	54117 管理費 負担金 総務部 総務課 共通 共通 立替払いによる支出科目の更正	52219 技術支援事業費 下水道建設技術支援事業費 負担金 総務部 総務課 建設部 技術支援受託事業 下水道建設技術支援事業 立替払いによる支出科目の更正	1,772,350 円 内税 (84,397 円) 仕入対課税
借 方		貸 方	
3 678,173 円 内税 (32,293 円) 仕入対課税	54114 管理費 光熱水費 総務部 総務課 共通 共通 立替払いによる支出科目の更正	52215 技術支援事業費 下水道建設技術支援事業費 負担金 総務部 総務課 建設部 技術支援受託事業 下水道建設技術支援事業 立替払いによる支出科目の更正	678,173 円 内税 (32,293 円) 仕入対課税
4 6,536,376 円 内税 (311,256 円) 仕入対課税	54116 管理費 手数料 総務部 総務課 共通 共通 立替払いによる支出科目の更正	52218 技術支援事業費 下水道建設技術支援事業費 手数料 総務部 総務課 建設部 技術支援受託事業 下水道建設技術支援事業 立替払いによる支出科目の更正	6,536,376 円 内税 (311,256 円) 仕入対課税
23,160,814 円	合 計		23,160,814 円

このような処理は月次における会計処理を意図的に操作することになり好ましくない。上記 a の処理誤りはこのような振替処理に係る誤りである。

(7) 預金出納帳（口座別）の作成について（指摘事項）

会社の会計規程実施細則第 3 条で預金の補助簿として預金整理簿（様式第 3 号）を作成することになっているが、現状は作成されていない。総勘定元帳の普通預金（3 口座）合計の日計合計記録しかない状況であり、銀行口座ごとの出納帳は作成されていない。預金口座別に個々の出納記録を明示した帳簿（預金整理簿）は管理上重要であるので、作成しておくべきである。



(8) 月次資金計画の作成について（指摘事項）

公社の会計規程第 36 条の 2 に経理責任者は速やかに月次の資金計画を作成し、理事長の承認を得なければならないと規定されているが、現状、月次の資金計画は作成されていない。ただ、管理受託事業に関しては、毎月、県に受託事業収入の請求をする必要から、資金計画を作成されているが、これは特定業務に係るものであり、会計規程第 36 条の 2 に定める月次資金計画の一部を構成するものに過ぎない。会計規程に準拠した月次資金計画を作成しておくべきである。

(9) 物品検収手続並びに納品書、請求書日付について（指摘事項）

物品検収手続に関する社内規定は無く、現在、物品検収担当者が、納品書を保管しておき、請求書と照合し、請求書表紙に確認印を検印することにより、支払手続をとっている。

しかしながら、請求書表紙の検収担当者の確認印だけでは、物品を検収した事実は立証できない状況にある。納品書に検収担当者の検収印を押印し、検収の事実を立証できるように改めると共に、物品検収手続を定めておくことが必要である。

また、納品書、請求書には納品日、請求日が記載されておらず、経費計上時期の正当性の検証ができないものが散見される（例えば平成 17 年 3 月 31 日付 管理費（消耗品費—事務用品）／未払金 722,465 円）。

これらは、期末迄に納入されたものか否か確認できず、予算残を消化する為の処理でないかという疑念が残る。

(10) 共通運営管理費の処理について（指摘事項）

① 予定配分額の精算処理について

公社では、平成 15 年度の予算編成時において、共通運営管理費の各事業への配賦率を次のように定め、当初予算の管理費（30,232 千円）をベースに各事業に配分している。

流域下水道維持管理受託事業	55.8%
下水道建設技術支援事業	30.6%
排水設備責任技術者事業	4.0%
自主財源負担分	9.6%

しかしながら、平成 15 年度決算で確定した管理費（26,623 千円）と当初予算管理費との間にかんりの乖離（不用額）が生じたため、平成 16 年度決算において、管理費を実績ベースに置きかえ、流域下水道維持管理受託事業に係る配分差額（2,477 千円）は県に返納している。

一方、平成 16 年度における共通運営管理費の各事業への配分は平成 15 年度予算編成時において決めた配賦率をベースに行われているが、管理費の予算と実績との差額に係る配分差額は県との間で精算処理されていない。

これは、補正予算時に公社が県の負担額を過小に見積もったことが原因であったため、県には負担増を求めず、公社で負担することとしたとの事であった。

適正な予算計上に留意し、予定配賦額と実績配賦額との差額を精算するのであれば、プラス、マイナスいずれの場合も精算処理すべきである。

## ② 配賦率見直しの必要性について

平成 15 年度予算編成時に決めた各事業への配賦率は過去のデータをベースに、合理的に算定されたものと思われる。一方、平成 16 年度では当時と流域下水道維持管理受託事業の範囲が大幅に異なってきている（平成 16 年度より、兵庫東及び兵庫西の下水汚泥処理場の管理受託事業が追加されたため、受託事業収入は平成 15 年度 4,904 百万円から平成 16 年度 8,700 百万円と 77%も増加している。また共通運営管理費の範囲の見直しが行われ、平成 15 年度 26 百万円に対し、平成 16 年度 62 百万円に増加している。）が、この配賦率は見直しされていない。見直しておくべきであったと史料する。

## (11) 下水道建設技術支援受託事業収入について（指摘事項）

平成 16 年度収支計算書の下水道建設技術支援受託事業収入 1,065,153 千円の内訳は次のようになっている。

建設工事施工監理収入	691,306,308 円
調査、設計受託業務収入	359,727,900 円
積算業務収入	14,119,350 円
計	1,065,153,558 円

これら売上についてその正当性を確認するため、契約書、工程表等を査閲して検討した結果、次の点が指摘される。

### a 建設工事施工監理収入について

当売上は工事完工時に収益計上すべきであるが、未完工であっても、年度内に市町より入金が発行された部分は売上計上されている。市町サイドは予算の関係で出来高に関係なく支払してくるケースがあり、この入金額を売上処理されているが、本来、これら入金額は収益計上すべきではない。

これら未完工工事で売上計上されたものは、平成 15 年度及び平成 16 年度でそれぞれ次の件数、金額である。

年 度	件 数	金 額	摘 要
平成 15 年度	11	19,287 千円	平成 16 年度の売上とすべきもの 平成 17 年度の売上とすべきもの
平成 16 年度	3	3,155 千円	

なお平成 16 年度の 3 件の内訳は次のものである。

契約 No	契約金額	16 年度売上	出来高	実際の入金日
16-94	8,342,250 円	2,000,000 円	50 %	H17.3.28
16-99	2,971,500 円	890,000 円	0 %	H17.5.12
16-100	885,150 円	265,000 円	0 %	H17.5.12

b 調査、設計受注業務収入について

当売上についても次の業務については工事未完工であるが、内金払い額（実際の入金日は平成 17 年 4 月 15 日）を売上計上している。本来、売上計上すべきではない。

	契約金額	16 年度売上	工 期
兵下公委第 14 号 南淡町松帆・湊処理区 基本計画策定業務	23,373,000 円	4,674,600 円	H16/12~H18/3

なお、当業務については売上原価として 4,410,000 円を未払金に計上している。

c 積算業務収入について

平成 16 年度積算業務収入 14,119 千円の内には売上が重複計上されているもの（兵下公委第 13 号管渠布設積算補助業務）が 1 件 443,100 円含まれている（なお、同額だけ未収金も二重計上となっている）。単なる事務ミスであるが、決算時点における内部チェックの不備によるものと思われる。

(12) 下水道排水設備責任技術者更新講習受講手数料収入について（指摘事項）

公社の内部報告書類（平成 16 年下水道排水設備工事責任技術者更新講習・試験等の概要）によれば、申込者数 6,432 人（受講者数 6,398 人、欠席者数 34 人）となっているが、収支計算書上の受講手数料は 48,247,500 円であり、6,433 人分になっている（受講手数料は受講申込の時点で徴収することになっている）。1 名差異が生じているため事情を聴取したところ、平成 17 年 4 月以降に欠席者本人から受講料未払であるとの申出があったことから、期末に未収金計上したもので、内部報告書類の誤りであるとの事であった。このような収入は先ず徴求すべき額を正確に把握するように改めなければ、売上漏れが生じても発見しえないことになる。管理上の手続見直しが必要である。

(13) 未成工事支出金について（指摘事項）

平成 16 年度の貸借対照表に計上されている下水道建設技術支援事業に係る未成工事支出金（55,256 千円）は、平成 16 年度の下水道建設技術支援事業に係る給料手当と福利厚生費の合計額（408,276 千円）を次の簡便計算により算出しているものである。

$$\begin{array}{rcl} \text{給料手当・福利厚生費合計} & \times & \text{係数} \\ 408,276,643 \text{ 円} & \times & 0.13534 = 55,256,160 \text{ 円} \end{array}$$

$$\text{係数} = \frac{\text{分母の内未成業務に対応する収入見積額 (80,263,866 円)}}{\text{16 年度実施した受託業務に対応する収入見積額 (593,038,735 円)}}$$

これら計算内容を検討した結果、次の問題点が指摘された。

係数の算定根拠となる各契約ごとの収入見積額に次のような誤りがあり、正しく計算出来ていない。

- ・ 未成業務に対応する収入見積額の計上漏れ（工番 16-93）とか過大見積（工番 16-87）があるなど未成業務対応収入見積が正しく計算されていない。
- ・ 収入見積額につき、契約ベースで計算すべきところ収入実績ベースで計上されている部分がある。

(14) 派遣職員に係る退職金の負担について（指摘事項）

公社では平成 17 年 4 月 1 日現在、兵庫県より 51 名、神戸市より 8 名、西宮市より 5 名、尼崎市より 5 名、姫路市より 3 名、加古川市より 1 名、下水道事業団より 1 名、計 74 名派遣職員を受入れている。これら派遣職員に係る退職金の負担は神戸市の 8 名を除き、公社では負担していない。これは国及び地方公共団体間の派遣職員については、その職員の退職時に在籍する団体で退職金を負担することが慣行となっており、派遣職員は派遣元に復帰したあと退職することが通常であるため、派遣職員に公社で退職金を負担する可能性は少なく、派遣職員について退職給与引当金を設定する必要はないと判断されている。民間ベースで考えるとこのような取扱は不合理であり、派遣期間に対応する退職金は公社で負担すべきものとする。一方この考え方から神戸市からの派遣職員については平成 16 年度において、神戸市から公社への請求により 4,888 千円支払いされ、給与手当を含めて処理されている。兵庫県はじめ西宮市、尼崎市等派遣元との間で派遣職員に係る退職金の負担につき覚書等で明確にしておく必要がある。

(15) 未払金について（指摘事項）

平成 17 年 3 月末の未払金残高 1,988,368,483 円を検証したところ、以下のような問題点がみられた。

- a 残高のうち 523,347 円は、平成 16 年 5 月に計上されたものであった。これは、本来は起案日平成 17 年 3 月 31 日、支払予定日平成 17 年 5 月 13 日であり、平成 17 年 3 月において計上すべきものであったが、会計システムへの決裁日の入力を 5 月 13 日としたところ、会計システム上は期間を平成 16 年 4 月 1 日～平成 17 年 3 月と設定していたため平成 16 年 5 月 13 日と認識したものであった。今回のケースでは決算には影響はなかったが、現状では、上記のように同一会計期間内であれば月を遡ってでも入力できてしまうとのことである。本来は月次の締めを設定し、月次試算表を確定させ、この締め日以降は遡及入力、変更不可とすることが望ましい。
- b 会計上の残高は上記のように 1,988,368,483 円であるが、この相手先別、摘要別等の内訳が即座には把握されていなかった。後日調査を依頼したところ、摘要別の内訳は以下のようになっていた。

(単位：円)

摘 要	金 額
事 業 費	1,513,700,916
技 術 支 援	204,711,793
自 主 事 業 費	635,700
管 理 費	3,971,527
委 託 料 精 算 額	263,209,790
計	1,986,229,726

このように、摘要別に把握された合計は 1,986,229,726 円となっており、上記残高 1,988,368,483 円との間に差異が 2,138,757 円存在していた。調査いただいた結果、このうち 2,064,525 円については源泉所得税、社会保険料の個人負担分の預り金であり、正しくは貸借対照表上、預り金勘定に計上すべきものである。また 74,232 円については誤計上により預り金の△残高と両建になっているものであった。

- c 現状では期末において残高内容の精査等を一元的に行うような体制にはなっていない。本来は、相手先別、摘要別等で残高明細を作成し、内容（長期未支払先の有無等）について精査するような体制を整えるべきである。

(16)未払税金の計上について（指摘事項）

会社では主として技術支援事業において利益が出ているため、平成16年度決算に係る法人税申告書において所得金額105,628千円申告され、法人税・住民税・事業税合計38,003千円を申告納付されている。この納税額は平成16年度の所得にかかわる税金であるので、会社の平成16年度決算においては未払計上しておくべき性質のものであるが、支払ベースで処理されている。平成16年度決算においては、平成15年度の申告所得に係る法人税・住民税・事業税合計22,800千円が技術支援事業費の公課費に計上されている。

(17) 事務処理の誤りについて（指摘事項）

① 特定預金取崩収入について

平成16年度の特定預金取崩収入は創立記念事業積立預金の取崩し収入10百万円である。創立記念事業積立預金は平成17年3月25日の理事会において平成17年度に取崩すこととして承認を受けたにもかかわらず、誤って平成16年度に取崩したとの事である。創立記念事業は平成17年度に行われているため、当然この支出に対応して平成17年度に取崩すべきものであり、予算とチェックしておけば、容易に気づく誤りである。

② 前払費用について

会社では、基本的に前払費用を計上していない（未払費用は計上している）。検討したところ、以下のように本来は前払費用として計上すべきものが見られた。

（単位：千円）

費目	内容	金額	
管理費	使用料及び賃借料	1,580	農業共済会館賃借料及び専用駐車場4月分
技術支援事業費	同上	184	公用車リース料（4月分）

③ 固定資産について

a. 固定資産の取得価額と減価償却累計額の誤りについて

車両運搬具と什器備品につき、総勘定元帳上（決算書上注記事項）の取得価額と減価償却累計額に誤りがある。修正しておく必要がある。

（単位：円）

	総勘定元帳		正しい額	
	取得価額	減価償却累計額	取得価額	減価償却累計額
車両運搬具	15,862,607	13,266,555	14,088,900	11,492,848
什器備品	11,102,618	8,185,327	10,255,195	7,337,804

また、車両運搬具については、減価償却明細表の取得価額、減価償却累計額にも誤りがある。修正しておく必要がある。

#### b. 什器備品の計上について

会社の会計規程では有形固定資産は耐用年数が1年以上でかつ、取得価額が10万円以上の使用目的の資産をいう(第41条第2項)と定められているが、取得価額10万円未満の次の少額資産が固定資産に計上され減価償却計算している。

(単位：円)

物品名	会議用テーブル
取得年月	平成17年1月
取得価額	86,730
平成16年度償却費	2,439
平成16年度末簿価	84,291

また、平成16年8月に取得し、同年度に廃却されている固定資産(什器備品 エアコン 取得価額131,250円)があるが、当物件については固定資産台帳が作成されていなかった。固定資産として取得した時点で固定資産台帳は作成しておくべきである。

#### (契約に関する事項)

##### (18) 運転管理委託の指名競争入札について(意見)

委託費のうち大口を占める運転管理業務委託については、3年ごとに指名競争入札を行い、次の指名競争入札までの間は他企業との見積もり合わせは実施せず、その落札業者と随意契約を実施することとしている。

会社がこのような取り扱いとしている見解としては、「施設の運転管理に従事する業者選定にあたっては、経営規模等の客観的条件に加えて経験、実績、運転管理の技術能力等主観的条件による評価が重要と考えられるため、一般競争入札方式に比べて指名競争入札方式がより適切である。また、委託内容(習熟による危機管理能力の担保、施設の安全・安定稼働の確保、コスト縮減)から、契約期間は3ヵ年程度が適切と考えられるが、県との受託契約が単年度契約であり、運転管理業務の委託業者と歳入の裏付けなく複数年契約を締結できないため、現実的対応として2年目以降2年間は随意契約方式としている」とのことである。

このような取り扱いにしているものの、昭和51年から同じ先に委託している案件が存在する等、長期化しているものも存在する。また、以下記載の過去6年間の推移に示すように、落札率(請負金額/予定価格)についても概ね98、99%程度と高い水準にて推移している。上記記載の会社の見解に対しても一定の理解はできるが、指名競争入札に競争原理が有効に働く工夫の検討が必要である。

主要運転管理業務委託の契約6年間推移

(単位：千円)

		平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
武庫川上流	契約締結方法	指名競争入札	随意契約	随意契約	指名競争入札	随意契約	随意契約
	請負業者名	A社	A社	A社	A社	A社	A社
	予定価格(a)	302,130	305,600	283,600	281,000	270,700	251,600
	請負金額(b)	301,200	301,200	279,500	276,000	265,700	250,500
	落札率(b)/(a)	(99.69%)	(98.56%)	(98.55%)	(98.22%)	(98.15%)	(99.56%)
武庫川下流 (水処理)	契約締結方法	指名競争入札	随意契約	随意契約	指名競争入札	随意契約	随意契約
	請負業者名	B社	B社	B社	B社	B社	B社
	予定価格(a)	281,860	265,900	268,600	374,000	339,900	330,300
	請負金額(b)	275,880	265,680	268,080	372,000	338,400	330,000
	落札率(b)/(a)	(97.88%)	(99.92%)	(99.81%)	(99.47%)	(99.56%)	(99.91%)
加古川上流 (水処理)	契約締結方法	指名競争入札	随意契約	随意契約	指名競争入札	随意契約	随意契約
	請負業者名	C社	C社	C社	C社	C社	C社
	予定価格(a)	238,030	225,600	208,600	371,000	355,600	363,000
	請負金額(b)	225,000	225,000	208,400	366,000	355,000	362,000
	落札率(b)/(a)	(94.53%)	(99.73%)	(99.90%)	(98.65%)	(99.83%)	(99.72%)
加古川上流 (汚泥処理)	契約締結方法	不落随契	随意契約	随意契約	指名競争入札	随意契約	随意契約
	請負業者名	D社	D社	D社	—	—	—
	予定価格(a)	154,540	157,200	158,500	—	—	—
	請負金額(b)	154,000	157,000	158,000	—	—	—
	落札率(b)/(a)	(99.65%)	(99.87%)	(99.68%)	—	—	—
加古川下流	契約締結方法	—	—	随意契約	指名競争入札	随意契約	随意契約
	請負業者名	—	—	D社	D社	D社	E社
	予定価格(a)	—	—	395,760	424,730	421,070	399,380
	請負金額(b)	—	—	390,000	385,000	390,000	370,000
	落札率(b)/(a)	—	—	(98.54%)	(90.65%)	(92.62%)	(92.64%)
揖保川	契約締結方法	指名競争入札	随意契約	随意契約	指名競争入札	随意契約	随意契約
	請負業者名	F社	F社	F社	F社	F社	F社
	予定価格(a)	289,250	281,000	262,200	262,000	221,000	208,800
	請負金額(b)	285,000	280,000	261,000	258,000	220,000	208,000
	落札率(b)/(a)	(98.53%)	(99.64%)	(99.54%)	(98.47%)	(99.55%)	(99.62%)
兵庫東	契約締結方法	—	—	—	—	—	随意契約
	請負業者名	—	—	—	—	—	G社
	予定価格(a)	—	—	—	—	—	285,100
	請負金額(b)	—	—	—	—	—	285,000
	落札率(b)/(a)	—	—	—	—	—	(99.96%)
兵庫西	契約締結方法	—	—	—	—	—	随意契約
	請負業者名	—	—	—	—	—	H社
	予定価格(a)	—	—	—	—	—	377,700
	請負金額(b)	—	—	—	—	—	375,980
	落札率(b)/(a)	—	—	—	—	—	(99.54%)

(注) 1. 上記事項に関しては税抜金額にて記載している。

2. 「不落随契」とは、第一回入札及び再入札の結果、落札者がいない場合に随意契約によって行われたものである(法施行令167条の2第一項6号)。



3. 加古川上流については、平成 13 年度までは水処理と汚泥処理をそれぞれ別の業者に委託していたが、平成 14 年度より統一している。
4. 加古川下流については、平成 13 年度から兵庫県より業務の委託を受けたため、同年度より委託料が発生している。
5. 兵庫東、兵庫西については、平成 16 年度から兵庫県より業務の委託を受けたため、同年度より委託料が発生している。
6. E 社は D 社の子会社であり、D 社より当該業務の移管を受けた会社である。

また、上記に関しては平成 17 年 2 月において平成 17 年度分の入札が実施されているが、その落札状況は以下のものであった（ただし、兵庫西に関してはその業務の特殊性から随意契約を実施しているため下表には記載していない）。下記のとおり、平成 17 年度においても落札業者には変更が見られず、落札率も比較的高いものとなっている。

	落札業者	予定価格(a) (千円)	落札金額(b) (千円)	落札率 (b)/(a)	備 考
武庫川上流	A 社	245,100	241,000	98.33%	A 社の他、9 社が入札に参加しているが、予定価格を下回る価格を提示した業者なし。
武庫川下流	B 社	236,600	235,800	99.66%	B 社の他、9 社が入札に参加しているが、予定価格を下回る価格を提示した業者なし。
加古川上流	C 社	363,900	361,000	99.20%	C 社の他、8 社が入札に参加しているが、予定価格を下回る価格を提示した業者なし。
加古川下流	E 社	399,200	387,000	96.94%	E 社の他、9 社が入札に参加しているが、このうち予定価格を下回る価格を提示した業者は 1 社。
揖保川	F 社	212,400	206,000	96.99%	F 社の他、9 社が入札に参加しているが、このうち予定価格を下回る価格を提示した業者は 2 社。
兵庫東	G 社	296,100	285,000	96.25%	G 社の他、5 社が入札に参加しているが、このうち予定価格を下回る価格を提示した業者は 1 社。

(注) 金額は税抜きにて記載している。

#### (19) 随意契約の妥当性について (意見)

「随意契約取扱要綱」において、予定価格が一定の金額（工事又は製造の請負であれば 250 万円等）を超える場合には、「随意契約審査会」の審査を受けなければならないこととされている。一方、「随意契約取扱要領」 第 2（審査の適用除外）において、同審査会の審査を要しない場合が

定められているが、そのうち「(2)次に掲げる契約で相手方が1者に限定されるもの」として以下が列挙されている。

- ア 国又は地方公共団体との契約
- イ 法令等の規定により特殊法人又は公益法人等を相手方とする契約
- ウ 土地若しくは建物などの不動産、又は美術品その他類似品の買入れ又は借入れ
- エ 土地若しくは建物の売払い又は貸付け
- オ 部局長又はかい長が設置した機種選定委員会が選定した特定機種の調達
- カ 県の事業の目的と同一の設立目的又は事業目的を有する団体との当該事業の委託契約
- キ コンピュータ機械等メーカー又は系列会社との保守管理委託契約
- ク 学術的な調査等の委託契約で相手方が主体性をもっているもの

このうちのカを理由として同審査会の審査を経ずして随意契約を実施しているものが見られた。以下はこの例である。

(単位：千円)

	内 容	契約額	契約先
武庫川下流	有害物質水質検査業務	3,594	(財)ひょうご環境創造協会
同 上	ダイオキシン類水質検査業務	2,520	同 上
同 上	悪臭物質測定業務	5,554	同 上
加古川上流	有害物質水質検査業務委託	3,307	同 上
同 上	焼却関連分析検査業務委託	6,285	同 上
同 上	臭気分析業務委託	2,401	同 上
同 上	樹木管理業務委託	4,147	(社)兵庫みどり公社

そもそも「随意契約取扱要綱」や「随意契約取扱要領」は県の規則を準用しているものであるが、上記カは県を前提としたものであり、その趣旨は、県の外郭団体を活用・支援するという意味合いのものであると思われる。また、上記の各業務は、特に上記記載の業者でなければ実施できないといったものではないと考えられ、このような趣旨の規定を公社にて準用し、審査会の審査を経ずに随意契約を実施するというのでは公社としてもコストダウンには寄与せず、また、受託側の外郭団体においても競争意識、コスト意識が働かなくなる一因となるものと思われる。コストダウン、また契約の公平性という観点からは、このような外郭団体についても特別扱いせずに民間企業と同様の扱いとすべきと考える。

## (20) 契約事務の管理について (意見)

### ① 入札参加者選定委員会について

「入札参加者選定委員会設置要綱」において、①一件の契約予定金額が 1,000 万円以上 1 億 5,000 万円未満の工事の請負あるいは一件の契約予定金額が 1,000 万円以上の調査及び測量等の業

務委託に関して指名競争入札に参加させようとする者の選定を行う場合②一件の契約予定金額が1,000万円を超える工事の請負、調査及び測量等の業務委託を随意契約に付そうとするとき、には入札参加者選定委員会を開催するものとされている。この運用状況を検討したところ、以下の点が指摘される。

- a. 一回の入札参加者選定委員会において複数の案件に関する協議が行われる事がある。この場合、議事録たる「入札参加者選定委員会記録」において、「議決内容」として、対象となった個別案件が特定できるように記載されていないケースがあった。その委員会の対象となった案件の契約名、契約番号等を記載し、案件を特定できるようにしておくことが望ましい。
- b. 上記記載の金額基準を超える案件に関しては、網羅的に入札参加者選定委員会にて協議、承認がなされていることを確認できる体制としておくことが望ましい。
- c. aに関連することであるが、入札参加者選定委員会に「入札参加業者指名選定伺」等の伺いが提出されている場合やそうでない場合があり、必ずしも統一されていない。何らかの類似した書類は提出されているようであるが、統一が望ましい。

## ② 保証人選定について

浄化センター等の運転管理業務委託契約については、委託業務を遂行できない場合の金銭的保証よりも、確実に役務を履行することが重要とされており、委託契約書においても「受託者は、業務を履行できない場合に、自己に代わって自ら業務を履行することを保証する他の維持管理業者を業務完成保証人として立てなければならない。この保証人は、受託者と同等以上の資力及び能力を有する者で、公社の承諾を得なければならない」とされている。この業務完成保証人については、基本的に入札に参加している業者の中から選定されており、実質的には資力及び能力の点から問題ないとのことであったが、公社内部においてこの検証の過程が明らかにならなかつた、受託者に対する承諾の意思表示も行われていなかった。実施する必要がある（3事業所（武庫川下流、兵庫東、揖保川）共通事項である）。

## ③ 契約書類の管理について

契約事務管理について、4事業所（武庫川下流、兵庫東、揖保川、兵庫西）にて検討したが、兵庫東において、受託者に対して公社側の監督員を通知する「監督員通知書」の作成漏れが存在する等一部において不備がみられた（なお、監督員については口頭にて通知したとのこと）。業務委託契約等締結、実行にあたっては、起工伺、設計書、入札関連書類、業務計画書、契約書、業務完了届けその他の書類が必要となり、基本的に契約ごとに一冊のファイルに保管するという管理を行っているが、各種の契約においてこれらの書類が漏れなく作成・保管されているかどうかのチェックが不十分なように見受けられた。この点、武庫川下流、兵庫東においては、必要書類を記載した「業務委託書類一覧表」は存在していたが、特に利用はしていないとのことであった。この「業務

委託書類一覧表」をチェックリストとして活用する等し、必要書類が全部揃っていることを確認できるようにしておくことが望ましい。

#### ④ 契約状況報告について

物品購入（薬品費、什器備品費、燃料費、施設消耗品）、業務委託（委託費）、修繕工事（修繕費）について、月次にて毎月中旬の所長会議までに各事務所から契約状況の報告を送ってくる。

これは、以前、上半期における契約率を 80%達成等と目標設定をしていたような時期には活用していたが、現在はあまり活用していないこともあり、例えば以下のような点がみられた。

- a 各事務所でのこの報告のフォームは統一されていない（たとえば、武庫川下流、兵庫東は使用料（賃借料）の契約も記載して報告してきているが、他の事務所からはしてきていない）。
- b 基本的には例えば業務委託契約の合計はその事務所の委託費と、修繕工事契約の合計はその事務所の修繕費と金額が一致するはずであるが、この検証が行われていない。

このように契約管理が中途半端に感じられる。このように集めてくる意義を見直し、定型的なフォームで報告させる等、有効な契約管理を行うことが望まれる。

### (物品管理に関する事項)

#### (21) 備品の管理について（指摘事項）

兵庫県と公社の業務委託契約書第 15 条において、公社が業務を実施するにあたり必要となる財産及び備品等を使用するときは善良な管理者の注意義務をもって管理しなければならないことになっている。当委託契約では、備品台帳を作成保管すべきことになっており、県の「備品管理要領」では備品出納簿及び備品使用簿により、備品の出納状況を整理し適正な管理をしなければならないと定めている。

武庫川下流、兵庫東、揖保川及び兵庫西の管理事務所において備品出納簿及び備品使用簿の記入状況等を検討した結果、次のような点が指摘され、適正に管理出来ていない状態にあった。

- ① 県の「備品管理要領の取扱い」第 4 条 2(5)において、摘要欄は品目名、取得及び処分の相手方等を記入することになっているが、この取得及び処分の相手方等は記入漏れになっているケースが多い（4 事業所共）。
- ② 県の「備品管理要領の取扱い」第 4 条 1 において、「年度毎に出納状況を集計しておくものとする」と規定されているが、この集計は行われていない（武庫川下流、兵庫東、揖保川）。
- ③ 備品出納簿の現在高欄の記入方法が正しく記載されていない（武庫川下流、兵庫東、揖保川）。
- ④ 「備品管理要領」第 7 条において備品使用簿（様式-3）により責任を明確にして使用させるものとする事になっているが、これは作成されていない（武庫川下流、兵庫東、揖保川）。

- ⑤ 備品の実在性につき、従来、現品の实地調査をしていなかった為、平成 17 年 9 月末時点で实地棚卸をされ、備品管理表を作成されている。これにより備品出納簿には残っているが、現品の確認できないものを廃棄処理されている。廃棄処理手続を定めた文書は無いので、定めておく必要がある（4 事業所共）。
- ⑥ 日本下水道事業団から県が承継した備品については備品出納簿は作成されていない（兵庫東）。

公社が管理している備品は県が所有する資産であり、公社へ備品出納簿等の作成を委託した場合であっても出納簿の記載内容と現物が合致しているか等、公社による備品管理が適切に行われているか確かめる必要がある。

また、公社の会計規程第 52 条において、備品（耐用年数 1 年以上のもので、取得価額が 10 万円未満で 5 万円以上のもの）として管理するものは、固定資産に準じて備品台帳を設けて、その記録及び整理を行わなければならないことになっているが、本社ではこの備品台帳は作成されていない。

## (22) 施設保守補修用部品の管理について（指摘事項）

県と公社との間で下水処理及び汚泥処理の維持管理委託契約書の第 2 条に定める委託業務仕様書第 5 条において、公社は汚水処理用消耗品台帳、汚泥処理用消耗品台帳を作成、かつ保管しなければならないことになっているが、これら消耗品台帳の様式は定められていない。この関係から往査した各事業所（武庫川下流、兵庫東、揖保川、兵庫西）のうち兵庫西を除き受払台帳形式の帳簿が作成されていない。また兵庫西の予備品受払管理台帳を閲覧したところ、受払記録は正確に記入出来ていなかった。これら施設保守補修用部品は公社で正確に把握できていないので不明であるが、全事業所では部品品目で 6 千～7 千品目、金額的には 3 億円から 5 億円になるものと推察される。

公社ではこの在庫品は県からの預り品との認識をしており、貯蔵品として貸借対照表には計上していないが、金額的にも重要性があるので受払台帳の様式を定め、管理を徹底する必要がある。

また、施設保守補修用部品は貯蔵品として公社の貸借対照表に計上する方が管理が徹底することになる。税務面の対応も含め簿外処理することの可否を検討すべきである。

## (23) 薬品類の管理について（指摘事項）

武庫川下流、兵庫東、揖保川、兵庫西の管理事務所で薬品類の管理状況を検討した結果、次の点が指摘された。

- ① 武庫川下流管理事務所にて、試薬の管理台帳を査閲したところ、ほとんどの品目で受払がなく平成 16 年度 1 年間で異動が見られたのは 435 品目中 49 品目程度である。昭和 51 年頃から購入し

たものが残っており死蔵品となっているものが多いとの事であった。保管管理するにも手間、費用がかかるので保管しておく必要があるのかどうか検討しておくことが必要である。

- ② 揖保川管理事務所にて毒物在庫表（受払台帳に相当するもの）を査閲したところ、残量の記録されていないものがみられたほか、帳簿上残量と実施棚卸数量との間に相当の差異が生じているにもかかわらず、その理由が記載されていないもの（アジ化ナトリウム）がみられた。受払台帳上、受払都度残量を記入すると共に実地棚卸数量と台帳上の残数量に相当の差異があるケースはその理由を調査し台帳に摘記しておくべきである。
- ③ 兵庫東、兵庫西スラッジ事業所では施設の運転管理を委託している業者が、薬品、重油、コークス等を実質的に管理しており、各業者は日本下水道事業団当時行っていた管理帳票を使用しており、2事業所で統一化されていない。また、兵庫東では「下水道公社毒物・劇物等管理指針（平成12年4月策定）」に基づいた取扱要領もなく、特段文書による管理規定に相当するものは無い。管理規定を作成しておく必要がある。
- ④ 試薬、薬品、燃料等は購入時に費用処理しており、期末残高は貸借対照表上貯蔵品として計上していない。公益法人会計基準では「貸借対照表は当事業年度末現在における全ての資産、負債及び正味財産の状態を表示するものでなければならない」とされていることから、本来、貸借対照表に計上すべきでないかと思われる。なお、公社では平成17年3月期末現在のこれら金額は正確に把握出来ていないが、概算で調査していただいたところ、次のようになる。

試薬（処理水の品質検査用薬品）	4百万円
薬品（汚水、汚泥の処理用薬品）	37百万円
燃料（汚水、汚泥の処理用燃料）	34百万円

## （その他の事項）

### （24）退職給与引当金について（意見）

公社の平成16年度決算書において兵庫県等からの派遣者を除く在職職員32名に対して、退職給与引当金70,670千円計上されている。

当該引当金の額は自己都合により、平成17年3月末で退職した場合の要支給額である。

現行の企業会計において一般に公正妥当と認められる計算方法は、「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第十三号）」に規定されており、公益法人会計基準においても「退職給与引当金」を計上すべき旨が定められている。

公社のこの自己都合退職の場合の要支給額の引当は不当とはいえないが、公社では自己都合退職者はここ数年皆無であり、退職する場合は傷病死亡退職か定年退職か勸奨退職がほとんどであると想定できる状況下においてはこれらの退職事由の場合（退職給与規定第3条1項 普通退職の場

合)の要支給額でもって引当をする方がより合理的である。この場合はおおむね 30%程度引当額が増加するものと思われる。

#### (25) 超過勤務手当について (意見)

超過勤務手当の支払手続等につき、5 事業所 (本社、武庫川下流、兵庫東、揖保川、兵庫西) で検討した結果、次の点が指摘された。

① 超過勤務、夜勤及び宿日直勤勤務命令簿において、所属長の承認、勤務時間等記入することになっているが、「従事事務の内容」欄に記入漏れになっているものが見られた (兵庫東)。

また、「従事事務の内容」欄には全て「下水道事業用務」とゴム印を押印しているだけで、超過勤務の具体的な用務は記載されていない。超過勤務の具体的な従事事務を記載すべきである (各 5 事業所)。

② 超過勤務手当の計算について、本社、武庫川下流、兵庫東では毎月 24 日締めで翌月払い、25 日～月末分は翌々月払いであり、一方、揖保川、兵庫西では毎月月末締めで翌月払いである。

同一法人として統一しておくべきである。

③ 武庫川下流、兵庫東では、毎月 24 日締めであるため、例えば 2 月度の命令簿では、1 月 24 日から 1 月末日迄と 2 月 1 日から 2 月 24 日迄に区分を明示しておくべきであるが、これらが明確に区分されず、1 ヶ月単位で作成されているものがあり、支給額との関連が明確でない面がある。

④ 本社にて超過勤務実績報告書を閲覧したところ、例えば次のごとく 1 ヶ月で 80 時間を超過しており、異常に超過勤務手当が高額になっている者がみられた。

このような超過勤務をしなくても済むよう、計画的に業務を配分するよう工夫すべきである。

個人	年月	超過勤務時間	超過勤務手当
A 氏	平成 17 年 5 月	95 h	335, 166 円
B 氏	平成 17 年 5 月	108 h	310, 127 円
C 氏	平成 17 年 5 月	84 h	284, 471 円
D 氏	平成 17 年 9 月	101 h	292, 568 円
D 氏	平成 17 年 10 月	137 h	404, 679 円

#### (26) 委託契約にかかる業務報告について (意見)

県は公社との間で、武庫川流域下水道、加古川流域下水道、揖保川流域下水道、猪名川流域下水道の維持管理及び流域下水汚泥処理の維持管理の委託契約を締結している。この委託契約に基づく「委託業務仕様書」の第 6 条 (報告書) において、公社が県に報告しなければならないと定めている事項は次のものである。

区分	内 容	時 期
定期報告	流入水及び放流水の水量及び水質（月間） ※流入水及び放流水の水量については、関連市町にも送付すること。	翌月 15 日まで
随時報告	悪質下水、ゴミ等の流入及び天災地変、事故等による人身被害並びに施設損傷、処理機能障害、放流水水質不適合等が生じた場合	事故発生後直ちに
	その他甲が指示した場合	指示時期

a 定期報告について

定期報告書を閲覧したところ、公社から県への報告日は平成 16 年度では翌月 17 日～25 日の間であり、翌月 15 日迄という時期が守られていない。

また、上記定期報告の内容は委託業務仕様書では「流入水及び放水の水量及び水質（月間）」のみであるが、実際はこれら以外に汚泥処理量、電力消費量、浄化センターポンプ稼働状況、中継ポンプ稼働状況等が報告されている。委託業務仕様書上、報告すべき内容を見直し、修正しておくことが望ましい。

b 随時報告について

委託業務仕様書において随時報告の内容を定めているものの、明確かつ具体的な報告レベルが定められていない。例えば「悪質下水、ごみ等の流入」といってもどの程度のレベル以上のものが報告対象となるのかわかりにくい。また「施設損傷、処理機能障害」といっても、一日で修繕し、機能回復するものも報告対象になるのかどうかわかりにくい。更に「放流水水質不適合等」の等とは何を指しているのかわかりにくい。このため、公社の判断により報告されているところであるが、随時報告の内容はリスク管理上、重要な情報であるので、明確かつ具体的な報告基準を明確にしておくことが必要である。

(27) 施設消耗品費（施設保守補修部品）等の期末月の購入高について（意見）

施設消耗品費及び什器備品費の平成 16 年 3 月度の購入高が年間購入高の 30%以上を占めており、異常に期末月に集中していると思われるケースが次のごとくみられた。施設消耗品費の大半は 3 月中には使用に供されていないものであり、これらは年度末の予算消化ではないかと疑念の生ずるところである。



(単位：千円)

(科目)及び事業所	年間購入品(イ)	3 月度購入品(ロ)	(ロ)/(イ)割合
(施設消耗品費)			
兵 庫 西	174,091	51,907	30%
兵 庫 東	43,496	30,191	69%
揖 保 川	10,733	6,308	59%
加古川上流	13,877	6,087	44%
加古川下流	12,661	4,518	36%
(什器備品費)			
兵 庫 西	3,087	2,129	69%
兵 庫 東	3,404	2,058	60%
揖 保 川	3,590	3,092	86%
加古川上流	1,954	702	36%
加古川下流	2,472	960	39%
(消耗品費)			
本 社	3,060	1,154	38%

以 上